

《論 説》

唯物史観労働法学の展開

——1950年代から60年代初めの沼田稲次郎——

石 井 保 雄

- 一 はじめに——本稿の問題関心と対象期間
- 二 労働法解釈法理の理論的枠組の提示——『団結権擁護論』と『悪法と労働基本権』
 - 1 実定労働法解釈論の基本的枠組の提示——『団結権擁護論』（1952）
 - 2 労働政策批判の実践——『悪法と労働基本権』（1954）
- 三 労使関係の実情理解 = 法社会学への関心——わが国労働者の団結活動と就業規則にみる規範意識
 - 1 戦後わが国の団結権の実像：労働組合への実態調査——『団結の研究』（1955）
 - 2 就業規則に見る労働者の規範意識の探究
- 四 団結権論に関する思索——『団結権思想の研究』（1971）と『労働争議法の特殊問題』（1965）両書への収録論稿に見る
 - 1 『団結権思想の研究』（1971）収録論文
 - 2 『労働争議法の特殊問題』（1965）収録論文
- 五 労働保護法の解釈原理の提示
 - 1 就業規則の法的性格理解——『就業規則論』（1964）第二部
 - 2 労働保護法に関する体系的理解の提示——『労働法論』上（1960）第四章と第五章
- 六 労働運動と歴史のなかで考える労働法——『学習労働問題』と『運動のなかの労働法』
 - 1 『学習労働問題：権利闘争のための講座』（1959）——労働者への啓蒙活動
 - 2 『運動のなかの労働法』（1962）——沼田・労働法学の中間総括
- 七 結び——西ドイツに向けた旅立ち

一 はじめに——本稿の問題関心と対象期間

本稿では、前稿「唯物史観労働法学の開局と形成——敗戦時から1950年代初めの沼田稲次郎」獨協法学119号に引き続き、唯物史観労働法学とも称される沼田(1914~1992)の労働法理論の展開の軌跡を追跡する。沼田と長年にわたって東京都立大学で同僚として過ごした柁井常喜(1931~2019)は、沼田がその旧労組法に関する体系的な理解を著わした『日本労働法論』上・中両巻(日本科学社・1948)を刊行してから、沼田が生前自ら、その「はしがき」で「労働法関係の書きおろしの著書としては最後のものとなるだろう」と、のべていた『労働法入門』(青林書院新社・1980)にいたる32年間の労働法学に係わる学究生活を、つぎのような五つの時期に区分している。すなわち、それは①敗戦直後、②1950年代前半、③50年代後半から60年代前半、④60年代後半から70年代前半、そして⑤70年代後半というものである¹⁾。おそらくこれは、戦後わが国の労働運動の歴史的な展開やその時どきに話題になった事件や司法判断に関連させて、沼田の理論的営為に即した時期区分となるのかと思われる。本稿の対象範囲は、柁井の時期区分と対比すると、大よそ②と③に重なる。ただし本稿では、あわせて沼田自身の課題意識や問題関心の方向、大学人として校務上の役職への就任等沼田個人を取り巻く状況の変化も考慮しながら検討したい。そこで考察対象は、沼田が新設大学としての東京都立大学²⁾教授に就いた時期

1) 柁井「古典を詠む(日本編)／沼田稲次郎『日本労働法論』『労働法入門』」日本労働研究雑誌454号(1998)16頁。

2) 同大学の成り立ち等については、同三十年史編纂委員会〔編〕『東京都立大学三十年史』(同大学・1971)に詳しい。同書刊行時、同大学総長の地位にあった沼田は*同書の「序文」を執筆し、また同書第4章／資料編382-390頁には、沼田*「総長の三十周年記念式典講演〔録〕——『大学の使命』——」が掲載されている(以下、引用に際し表題のまえに*を付したものは、後掲・沼田「著作目録」に掲載されていないものを指す。また亀甲かっこを付した部分は、引用者〔石井〕が加筆したものである)。

と相前後して公開した『団結権擁護論』(1952)から、1962(昭和37)年6月、当時の西ドイツを中心とした在外研究に従事するために家族を日本に残して単身出国した前月に、出版された『運動のなかの労働法』(労働旬報社)までの10年間としたい³⁾。

二 労働法解釈法理の理論的枠組の提示——『団結権擁護論』と『悪法と労働基本権』

沼田は1950(昭和25)年7月末にレッド・パージにより、「夕刊京都」新聞社を解雇されて失業したが、翌年春(4月1日)には川島武宜かわしまたけよし(1909~1992・民法・法社会学)の推薦により東京学芸大学教授に就任し、労働法と法哲学を講じ、大学教員・研究者としての人生を歩み始めた(その年の5月、沼田は37歳となった)⁴⁾。そしてその1年後の1952(昭和27)年8月には、同じく新設された東京都立大学人文学部へと転任した(法学科法社会学講座担当)⁵⁾。沼田は

- 3) 沼田は、膨大な業績を残した。それを示す目録は複数あるが、インターネット上に公開されている「沼田稲次郎著作目録：人と学問の歩み」(旬報社)が、もっとも詳細である。ただし今の私には、それらすべてに目を通す余裕はない。そこで本稿では、著書・論文集に掲載されたものを考察の素材として利用したいと思う。
- 4) その打診を受けたのが同年早春で、前年に刊行された『労働法論序説』(勁草書房)に続いて執筆していた『法と国家の死滅』(法律文化社・同年10月刊)の「原稿も峠を越すあたりまで書いていた」ころであったという(沼田『私の大学観』[勁草書房・1981] 33頁)。併せて同前『民主主義法学と学者像』(法律文化社・1982) 248頁および沼田・片岡昇・山科三郎『時代を生きる』(労働旬報社・1984) 204頁(沼田発言〔以下、同じゆえに省略〕)。ただし、それ以前に上京後間もなく(1949〔昭和24〕年春)、沼田は数年のあいだ法政大学の夜間部で非常勤講師として労働法の講義を担当していた(同前『民主主義法学』198頁)。
- 5) ただしだれが同大学への就職の斡旋をしたのかは不明。当時、この二つの大学(当時学芸大は東京都世田谷区下馬しもうま、都立大は同目黒区柿の木坂に位置していた)は、徒歩15分ほどの距離にあり、沼田が都立大に初めて行ったのは、移籍する一か月ほど前であったという(沼田・同前『私の大学観』34頁)。同大学は49(昭和24)年4月に、都立六高専(高等学校、工業専門学校、化学工業専門学校、理工専門学校、女子専門学校および機械工業専門学校)を母体として設立された。当初は、人文・理・

同学部が「人文学部」と称したことには、リベラルな風潮とそれに愛着をもつ空気があったとし、それは旧帝国大学の学部構成への拒否感情とも関係し、また学際的な共同研究への志向が萌芽的であったのではないかと——ただし5年後の1957（昭和32）年、人文学部から法経学部が分離した——とのべている⁶⁾。

2年ほど前に『労働法論序説』（1950）において、労働法学におけるいわば原理論とその方法を明らかにした沼田は、続いて『団結権擁護論』（1952）をもって、労働者・労働組合の団結権および団体行動権（団体交渉・争議行為）に係わる法解釈の基本的理論枠組みを提示するとともに、併せて集団的労使関係法に関わる実定法解釈のあり方を具体的に展開させてみせた。また2年後には同書を補充するイデオロギー批判の書（小さな論文集）として、『悪法と労働基本権』（法律文化社・1954）も出版した。これらはいうまでもなく、沼田が当時の労働運動が直面していた法的課題に応えんとするものであった。

1 実定労働法解釈論の基本的枠組みの提示——『団結権擁護論』（1952）

沼田が上・下2巻に分けて『団結権擁護論』（勁草書房）を刊行した1952（昭和27）年7月⁷⁾の直前には、日本が連合国側と調印したサン・フランシスコ平

工の三学部であった（『東京都立大学五十年史』〔東京都立大学事務局企画調整課・2000〕参照）。

- 6) 沼田・同前書35-36頁。
- 7) 本書の執筆時期について、沼田は前半（上巻）がいまだ夕刊京都新聞の記者（社員）であった49（昭和24）年「秋頃からぼつぼつ書き始め」、後半（下巻）は51（昭和26）年「暮に労働法規改正問題が具体化して来〔た〕……頃から筆を起した」が、「急いので二、三の既に発表した論文に手を加える程度の部分を含んでいる」とする。52（昭和27）年「の二月末に概ね脱稿したが……若干の手を加えて五月頃に〔勁草〕書房の手に渡した」（同書・旧版序文3頁）とのべている。相変わらずの速筆振りである。沼田の論文や著書の執筆方法は、「書斎で何となくぶらぶらしながら想を練って、目途がつかると筆をとり、なるべく一気に書きあげる」（沼田・前掲『労働法入門』「はじめに」）というものであった。本書は54（昭和29）年に掉尾の第12章として「労働事件の裁判と法の変動」（討論労働法24号）を付加して、合本された（第二版・本文450頁）。なおその際、それぞれ独立して示されていた旧版・上・下両巻の目次が

和条約が発効し、敗戦後の占領が終わって独立を回復した。しかしその一方で、政令201号（1948〔昭和23〕年）に始まる官公労働者から労働基本権の剥奪、労働組合法の改正（49〔昭和24〕年6月）、ドッジ・ライン（Dodge line同年3月発表——日本経済再建のための財政・金融政策——）による経済的締付、レッド・パージ（50〔昭和25〕年）による共産党員およびそのシンパと目された労働者の大量解雇——沼田自身も、その対象となった——がなされていった⁸⁾。また51〔昭和26〕年3月、前年9月に直腸がんの大手術を受けた末弘巖太郎（1888～1951）を会長とし、その半年後の末弘の没後は孫田秀春（1886～1976）が引き継ぎ、学界・労使のみならず、官界からも参加者をえた「労働法懇談会」が発足した。その機関誌「討論労働法」には、同年11月から57〔昭和32〕年11月までのあいだ（全68号）、主に在京研究者による労働法解釈問題に関する報告とその討論記録が掲載された⁹⁾。これに沼田も、積極的に関与した¹⁰⁾。

（1）『団結権擁護論』の沼田の理論形成の意義

沼田は自らの主要な業績を『著作集』全10巻（労働旬報社）に取りまとめた1976（昭和61）年当時（62歳）、同書を執筆・刊行したころ（38歳）の課題意

通巻表記に変更された。しかし合本第十一章368頁冒頭で「我々は上巻第五章から下巻第三章にわたって」との表記が訂正されずに、旧版のままとなっている（正しくは、上下巻の文言を削除して、後者は「第十章」と表記されるべきであった）。

- 8) 蓼沼謙一『戦後労働法学の思い出』（労働開発研究会・2010）109頁は、講和条約の調印と発効ともなう労働諸法規の改正は（1）「占領軍の超法規的規制」がなくなり、わが国の法体系が以後、日本国憲法を最高法規とする一元的なものとなったこと、および（2）52〔昭和27〕年の労働関係諸法規の改正後、翌年8月の・いわゆるスト規制法を例外として、80年代半ばにいたるまで、集団的労使関係法の骨格の変更はなされなかったという点で「大きな画期」をなしているとのべている。
- 9) 拙著『わが国労働法学の史的展開』（信山社・2018）520–521頁参照。
- 10) 沼田『著作集』第4巻労働争議権論（1976）〔著者解題〕384頁。なお沼田とならぶ「戦後労働法学」の主導者であった野村平爾は同「懇談会が資本側の線につながっている」として、一度も出席することはなかった（拙稿「『戦後労働法学』の先導者——野村平爾の軌跡」獨協法学112号（2020）49（478）49頁注）109）。

識を、つぎのように述懐していた¹¹⁾。

当時は「私をして団結権が団結を形成する組合員の連帯性意識と権利感情のなかに根をおろさねば本物にはならないし、団結権の法理を定着せしめないでは労働法の後退を招くであろうという懸念を抱かせた。憲法の秩序に回復すべき講和の際に、展望的な課題として感じたのはそれであった。

『団結権擁護論』（昭和二七……）は、いうなればそのような問題意識を宿して書かれた¹²⁾。

本書は大きく第一部「権利感情と労働基本権」と第二部「労働者権の濫用と法の解釈」との二つのパートからなる。当初一冊として刊行する「はずだったが、〔読者が〕読み易いように上・下の二巻にした方がよいだろうという〔発行元書舗の〕意見に従つて、まず上巻を出し十五日ばかりあとに下巻を出すことになった」という¹³⁾。著者がこのようにいう、本書の意義をいかに読解すべ

11) 沼田『著作集』第3巻団結権論（1976）〔著者解題〕372頁。

12) ただし沼田は同前所で「その時期には、必ずしも理想化した団結像を想定していたわけではなかったはずだが、しかし同書ではなおSollenがSeinへの洞察と実践の機能に関する具体的な把握とに媒介された形で提起されていたとはいえそうにない」と続けている。すなわち、現実にはその発言とは異なり、沼田自身が描く、あるべき労働者・労働組合像を想定した議論がのべられている。この点については、岩佐卓也「沼田法学の思想」法律時報72巻3号（2000）59頁以下が、後述する、その団結権論を支えるべき、「労働者のモラル論」に関連させて指摘している。なお沼田が生前同書について語ったのは、同前所での記述以外には見いだせなかった。すなわち『私の法律学』はどのように生成したか』法学セミナー265号—267号（1977）連載・のちに同『民主主義法学と学者像』（法律文化社・1982）179—230頁で「生産管理論」（1946）から沼田『著作集』全10巻（1976）にいたる30年間のなかの主要な著書の意義（自己了解）をのべているけれども、そのなかで『団結権擁護論』については、一切ふれられていない。同書が同人の法解釈の基礎理論と具体的な実定法解釈の「原型」がしめされていることからすれば、意外と思わざるをえない。

13) 本書・下巻「序文」5頁。「読み易いように」とは本来、内容に関連すべきものであろうが、初版から刊行2年後、既発表論稿を第11章として増補し、合本されたことも併せ考えれば、上・下併せて400頁を超える造本であったことに関係があったのではなからうか。

きであろうか¹⁴⁾。この点については、若き蓼沼謙一(1923~2011)による法律時報24巻10号(1952)85-89頁、84頁掲載の、熱のこもった——後年、引用者は蓼沼本人から内に情熱をいだきながら、他者(や裁判例)を論評する際には、あくまでも冷静でなければならぬと諭された——《新刊書評》が参考になる。そのなかで同人は、『労働法論序説』と本書を対比させて、つぎのように紹介している(85-86頁)。少し長いが、引用しよう。

『序説』と本書では、視角の相違から叙述の力点がおのずから異ったところにおかれている。『序説』では、労働法の法域を決定しその基本原理を明らかにするという労働法のいわば『レーゾン・デートル』を確立するという角度から叙述が進められているのに対し、本書では労働者権の防衛という観点から、労働基本権の考察も、資本所有権の濫用の具体的形態を吟味し、また『労働基本権の濫用』という資本の側から攻撃をむかえうつ細かい法解釈論的問題をとりあげる準備としての役割を担わされている……。……『序説』が純然たる、いわゆる『総論』であるのに対して、本書では、憲法以下の実定法秩序との関連で労働基本権の体系をどのように把握し構成するかという“体系論”がより具体化されているし、資本所有権の濫用、労働基本権の濫用という問題に関連する限りのすべての解釈論的問題がとりあげられている。その意味で本書は『序説』の姉妹篇とも言えるし、また……『日本労働法論』(上・中)の拡充・発展と見ることもできる」。

このように蓼沼が『序説』や『日本労働法論』に言及しながら、その意義を

14) 沼田・前掲『労働法論序説』(1950)を「イデオロギー批判＝法の階級性曝露と、法の解釈の論理的関連あるいは統一が明確に説明されてい」ない(後掲31頁)と批判した牛尾茂夫「沼田理論に対する若干の覚え書的検討——労働法の性格把握のために」(1)静岡大学法経論集1号(1954)35-36(注)③は、同前『序説』257頁の「わが国の労働法学が成り立つためには根本的には如何なる要請が自覚せられねばならないのか。わが憲法下の支柱的原理は如何にして意識せられねばならないのか」の課題に沼田が応えたものとして、本書『団結権擁護論』を位置付けている。そのような理解は、適切なものと思われる。

強調する『団結権擁護論』は、既述のように二部構成のもとに成り立っている¹⁵⁾。第一部が労働法の解釈原理に関する「総論」として位置付けられるのに対し、第二部は具体的に、当時社会的に議論の対象となっていた集団の労使関係法に関する論争点について論じた「各論」と解すべきであると思われる。

(2) 第一部 権利感情と労働基本権 (旧上巻) を読む

まず前半部分の目次を示そう。

第一章 権利感情

第二章 権利の濫用

第三章 資本所有権の濫用

第四章 労働者権の濫用と法の濫用との関連性について

第五章 憲法に於ける労働法原理

第六章 労働者権の濫用を判定する基準について

第七章 解放立法の動揺性

第一章は、つぎのようなロマンティックな文章で始まる (1頁)。

「主観的法ともよばれる権利は、近代国家における客観的法規体系の宇宙に無数にちりばめられた星座にも似ている。或いは又権利能力者であるところの法的な人格者は、それ自体が太陽系の如く一つの宇宙であり、権利の星は彼の人格のうちで結びついているというふうにみることができる。」

このような比喩的・象徴的表現をもって語られた法的な人格者の相互関係が現実には、いかなるものであるのか。第一章、第二章は本書全体の「序章」部分として両章合わせ読まれるべきである¹⁶⁾。それは、本書のなかで『労働法論序説』

15) ただし本稿では、同書の引用は1冊に合本され第二版(1954)を利用する。また引用にあたって、旧漢字は現行のそれに改めている。

16) 同稿は後年、沼田『著作集』第9巻権利闘争論(1976)の巻頭(11-30頁)に収録された。沼田は本書(『団結権擁護論』)第二章冒頭(21頁)で「権利感情は実定法の宇宙に権利の星をしてその軌道を狂いなく走らせる引力にも似ている」とのべている。すなわち、それは自らの権利への侵害に対し「最も強く反発する感情」であり、自己の人格、自由に対する「侮辱として意識し、これに抗議するパトスである」(同前所)。

での議論を彷彿させるものとなっている¹⁷⁾。

つぎに第三章は「資本所有権の濫用」と題される。そこでは具体的に解雇権の濫用(第一節)として、懲戒解雇(第一款)、臨時工(第二款)、レッド・パージ(第三款)¹⁸⁾およびロック・アウト(第二節)の各問題が取り上げられている。では、このような事象により現実化する「資本所有権」とは、いかなるものなのか。沼田は、つぎのように説明している(50頁)。

「法律上の静的個別的な所有権概念をもつては把えきれない動的な資本即ち契約(商品交換——流行程)を媒介として資本制生産(価値増殖過程と労働過程との統一)を遂行してゆく資本の経済的社会的機能の総体、これがまさに資本の私的所有権を基礎として法制上保障されている事態を表現する」。

つまり個人の日常生活におけるそれではなく、労働契約を媒介として労働者の労働力と結合して、生産・経営活動に供されるそれをさし、それが現実の経営活動のなかで上記のような現象をもって出現するということであろうか。

第四章は「労働者権の濫用と法の濫用との関連性」として、当時使用者(団体)や政府から労働側に投げかけられた、争議権を中心とした「労働組合の権利濫用」との非難に対し論駁している。すなわち沼田は「それは憲法と政治の背離であり(憲法と法律との矛盾=立法権の濫用)、法と政治の背反(法律の解釈濫用=司法権行政権の濫用)」である(84頁)とし、次章以下で、日本国

17) 先に引用したように、本書上巻の執筆時期が1949(昭和24)年秋であることからすれば、第一、第二両章の内容が『序説』とくに、第一章のそれと重なる部分を含むのは当然かもしれない。ただし内容的には『序説』よりも、具体性に富んでいる。

18) それが朝鮮戦争勃発(1950年6月)直後のころに、経営側により占領下のGHQの威を借りて便乗的になされたものであり、また裁判所も「超憲法的法原理」を理由に解雇を有効とした。沼田はこれを「権利感情の低調さを露呈している」と批判している(58頁)。沼田自身も既述のように、レッド・パージの対象となり、1950〔昭和25〕年7月31日、夕刊京都新聞を解雇された(〔拙稿「唯物史観労働法学の開局と形成——敗戦時から1950年代初めの沼田稲次郎」獨協法学119号〔2022〕117〔246〕-119〔244〕頁参照)。ただし沼田は、そのような自らの解雇の不当性を公の場で主張し、争うことはなかったと思われる。

憲法が保障する労働者権の意義を検討する必要があるとした。すなわち本書の前半ないし旧上巻のハイライトは第五章「憲法に於ける労働法原理」にある¹⁹⁾。沼田はすでに『序説』で、実定労働法の解釈に関連させて、憲法上の社会法原理を明らかにしている。それをここで、より具体的かつ詳細に論じている。

第五章は、第一節「憲法の解釈」のあと、第二節「労働者の生存権的基本権」(一)と第三節同(二)となっている。両節はその副題にしめされているように、前者では、生存権(憲法25条)・労働権(同27条)、後者では団結権・団体行動権(同28条)の規範的意味内容について、論じている²⁰⁾。このような課題について、沼田はやはり、すでに『序説』(第四章第二節第三款第二項「日本憲法の解釈」)で、発言している。すなわち沼田は「憲法解釈に際して重視すべきは、憲法規範が〔制定〕当時の支配的な法意識によって如何なる規範的意味において支えられていたかということ」²¹⁾だ(232頁)と強調していた。その根拠として、沼田は(1)憲法が国際社会に対し「我国の平和的、民主国家性格を規定」していること、(2)“一億”国民が戦争悪とそれを導いた法と政治を“懺悔”したこと²²⁾、(3)憲法に示された主権在民や基本的人権などの諸原理が

19) これは本書の、いわば通奏低音というべきものでもある。すなわち沼田は本書の二つの「序文」で、日本国憲法の「民主的平和的基調」の豊富化をなすべきことを強調している(現行版1-2頁、7頁)。

20) 同章第二節「労働者の生存権的基本権(一)——生存権・労働権」は後年、「生存権・労働権(労働者の生存権的基本権)」と主題と副題を逆にして、沼田『著作集』第7巻労働権保障法論(1976)11-41頁に再録され、同第三節「労働者の生存権的基本権(2)——団結権・団体行動権」は同前第3巻団結権論(1976)9-38頁に収録されている。

21) 引用は、沼田『著作集』第2巻(1976)による。沼田は『序説』とあわせて、本書88頁割注で『法と政治の背離』266頁もあげている。

22) なおここでは、沼田は『序説』235頁でも、敗戦直後の国民のいまだく「支配的法意識」として、“一億総懺悔”という言葉でしめされた思潮の虚偽性を批判するのではなく、肯定的に使用している(拙稿・前掲「唯物史観労働法学の開局と形成」155〔208〕頁・注78)を参照)ことに注意したい。本書『団結権擁護論』旧下巻「序文」6頁でも、

人類普遍の原理であることを挙げる。しかし沼田は、それらが法解釈を「拘束する強い理由」とはならないとし、つぎのように続ける。すなわち一つは、「国家の再建は人類普遍の原理に立脚した平和国家いがいに存しない」ことの確信であり、つぎは、満州事変（1931〔昭和6〕年）以来の戦争とそれを導いた法と政治を意識する限り、それを繰り返さないというのが「今日の支配的法意識」だとする（88-89頁）。次いで沼田は問う。「立法時の支配的法意識というのは如何に把握さるべきか」。それは「法を支える法規範意識」であり、敗戦後当時の「支配的規範意識」は「一種の社会改良主義的な思想において共通しうる可能なる基盤が存していた」（90頁）と評価している²³⁾。なおこれに関連して、沼田は「立法当時の支配的な法意識によつて解釈しなければならない」ということは、「決して立法意思を探究するものではない」ことに注意を促していることに留意したい²⁴⁾。

ついで（生存権・労働権）との括弧書きが付された第二節の目次構成は、つぎのようなものである²⁵⁾。

第一款 戦後の日本における生存権的法意識

第二款 憲法における生存権について

第三款 勤労の権利について

日本の国民が戦前・戦中の「侵略戦争と暗黒政治の悪を“一億総懺悔”したと記している。このような論調には、当時すでに、多くの批判がよせられており、沼田が何故に肯定的に捉えていたのか、私には理解しえない。ただし3年後、佐伯静治と藤田若雄との共著である『労働組合の法律相談』（日本評論社・1955）中の沼田執筆担当章である第一章「労働者の状態」では、「歴代の政府が、“一億総懺悔”などと戦争責任をばかしながら……秘かに資本擁護の政策を行ってきた」（6-7頁）とのべ、その評価内容を180度転換させている。

- 23) 沼田は「戦争被害を最も深刻にうけた」のは「労働者階級」の「生存権と自由」であるとのべていることに注目したい。これが後述するように、後年の労働者「被害者集団論」という主張の現われなのかもしれない。
- 24) よく言われる「立法意思」の探究とは、実定法解釈に際しての有力な根拠となりえても、それに拘束ないし拘泥すべきではないということであろう。
- 25) 憲法27条は「勤労権」と表記するが、その趣旨は「労働権」と同じであろうか。沼田は本文のなかでは、「労働権」と表記している。

第一項 勤労権を支える規範意識

第二項 就労状態に於ける勤労権

第三項 狭義の勤労権

第四款 勤労の義務について

第五款 勤労権と労働良識

すなわち第一、第二款は憲法25条の生存権規定の意義を論じ、第三款では、27条の勤労権保障のそれを論じている。沼田はまず、第一款の冒頭、「敗戦は日本の民衆に何よりも、貧困と不幸との責任を国家権力に帰すべきだということを、したがって民衆の生活を保障するのは国家の責任であることを自覚せしめた」(96頁)とのべている。そして「生存権の保障と労働=生産の権利……とは、かくて民衆の規範意識のうちにその根をもつものであり、同時にそれは平和と公共の福祉をまさに実現するものと信ぜられた」(97頁)とする²⁶⁾。これはのちに、沼田のいう労働者・労働組合イコール「戦争被害者集団」論として明確に主張されることの原初的な表現なのであろう。また、そのように解することにより、労働組合は狭く労使関係にとどまらない国民的な課題にも、積極的に関与できるとの主張の根拠となりえるものであるとしたのかもしれない。しかし、このようにいうこと——上記引用の後段部分——が敗戦当時、日本に暮らす人びとの感情を総体的にとらえたものであったのであろうか²⁷⁾。それは、

26) 同前頁で、沼田は生産管理闘争について、それが「一面に生存権意識に支えられると共に、他面、生産=労働は全体利益即ち国家再建の誇るべき権利であり義務であるという意識によつてその正当性を主張する戦術であつた」と論じている。

27) 沼田の場合、広島に投下された原子爆弾により、嫂は行方不明となり、その翌年の夏には、実兄が原爆病(白血病)で亡くなり、郷里・富山県高岡市で弁護士をしていた父も、戦時中の「建物疎開」で居住場所を失い、また長男の死による失意のなか2年後の5月に死去した(沼田ほか・前掲『時代を生きる』127-129頁、147頁、153頁)。このような個人的体験のなかで、労働者大衆(同前書169-172頁)のみならず自らも、今次の戦争の「被害者」であるとの思いを強く抱いていたのではなかろうか。しかし反面、そのような捉え方においては、日本人の戦争加害者としての側面が完全に抜け落ちてしまっている。この点について考えようとするとき、たとえば吉見義明『草の根のファシズム：日本民衆の戦争体験』(岩波現代文庫・2022〔原

現実のものではなく、あくまでも沼田が描く国民大衆の理想的・定型的なものであったように思われる²⁸⁾。沼田は第二款で生存権の基本的性格を、つぎのような6点にまとめている(102-103頁)。

- (イ) 生存権は原理的に財産権に優越するが、「全体としての財産権の秩序、私有財産を基礎とする社会秩序に対する超越的革命的原理」ではない²⁹⁾。
- (ロ) しかし生存権は資本主義社会に必然的にともなう「生活苦を社会悪として意識すること」から出発する。
- (ハ) 「社会悪の意識は社会責任の意識にほかならない」。そのような意識が立法意思を規定するところに実定法上の権利としての生存権が生じる。
- (ニ) 国家が生存権に関する社会責任を意識することは、「資本制社会の非合理的な弊害の除去矯正こそ生存権の成り立つ基礎だ」。
- (ホ) 市民法と自由権が描く人間が「単に財産権者である」のに対し、社会法・生存権が想定するのは、社会的人間、資本制社会から離

著は1987年刊])は、必読である。また同『焼跡からデモクラシー：草の根の占領期体験』上・下(岩波書店・2014)は、一般庶民から知識人にいたる日本国民各階層の男女そして在日朝鮮人が敗戦とその後の占領をどのように受け止めたのか、その多様な感情や理解を、彼らが残した日記を中心に読み解いている。また上記の課題を知るについては、北河賢三『戦後の出発：文化運動・青年団・戦争未亡人』(青木書店・2000)も有用であろう(巻末には、同書刊行時までの参考文献リストが付されている)。

- 28) 岩佐・前掲論文60頁は、沼田の「モラル」がルカーチGeorg Lukaács(1885～1971)の「階級意識」と同様に「非経験的」観念的に想定されていると指摘している。しかし、それは労働者の「モラル」論だけではないと思われる。近代法の虚偽性を主張する沼田が実定労働法の基礎をなす日本国憲法、とくに生存権理解について、制定時の国民感情を無批判に承認するのは、なぜであろうか。権力へのそれとは反対に、沼田の労働者へのまなごしはあまりに肯定的・同情的にすぎるように感じる。
- 29) 同前所で、沼田は生存権が資本制社会=財産権秩序の矛盾を止揚せんとする実践的志向性を殺すところの「社会改良主義の所産に他ならない」とする。

れて生活することのできない人間である。

- (ハ) 生存権は、社会的人間が属する特殊な“社会”によつて異なる仕方
で実現される。労働法は、その核心をなす法領域である。

ついで第三款では、生存権の一形態である労働権、「勤労の権利」（憲法27条1項）についてのべる。沼田の立場は「請求権的な労働権と共に、既得権的な労働権」であること（110頁）に特徴があろう。当時、憲法27条を積極的に位置づけようとする多くの学説に対し、これを“羊頭狗肉”と批判した杉之原舜一の主張（同「労働権」法哲学四季報4号）について、沼田は「まさに正論だと思ふ」（106頁注1）とした。しかし沼田は、「憲法上の労働権を主張することに全く価値を認めないでもいゝか」と反問した。そして当時労働権論を論じた石井照久（1906～1973）の理解³⁰⁾に同調しながらも、沼田は労働者の『解雇反対』の主張には「直接に生存権の法意識であると共に、労働している現在の状態の権利性の意識に他ならない」とした点に特徴があろう。沼田は、このことは憲法27条2項が労働条件法定主義に言及していることから明らかである（110頁）としている。第四款で労働の義務に言及したあと、沼田は最後に第五款で「勤労権と労働良識」を取り上げる。「労働良識」については、すでに『序説』で言及されていた³¹⁾が、ここでは「生存権と労働権における衡平の原理」（127頁）と捉えている。労働保護法の具体的な解釈・適用に際し、労働者階級の具体的な法意識は常に対立的階級の法意識を顧慮されねばならない。二つの相対立する法意識を「保護原理まで高めつゝ、具体的に承服せしめる機能を果すが、労働良識」というべきものであるとする（127頁）³²⁾。

30) 石井の労働権論については、拙稿「石井照久の労働法学——戦後労働法学における・もう一つの潮流」獨協法学116号（2021）23（394）-27（390）頁を参照。

31) 『序説』では、「労働良識」は労働法解釈のあり方全般を扱う第四章第二節第三款第三項で言及されている。そこでは、「労働法の原理それ自体に立脚しつつ、生ける階級意識を自己に調和せしめるためにかえて自らをそれに調和せしめ得る如く具体化された法意識である」（238頁）とのべている。まるで禅問答のような内容である（拙稿・前掲「唯物史観法学の開局」156-158頁を参照）。

32) 沼田が同所で、労働良識を「社会通念」と対比して説明していることから、その

憲法28条が保障する団結権・団体行動権について論じる第三節の目次は、つぎのようになっている。

- 第一款 必然的現象としての団結
- 第二款 結社の自由と団結権
- 第三款 団結権における法理と政策
- 第四款 団結権の主体について
- 第五款 団結権の生きた保障
- 第六款 解放立法の体系的構造

沼田は第一款の冒頭で、「自由と平等の商品所有者の間の自由なる契約（意思の自由）という形式（市民法原理）こそ、労働者の生存を脅かす法形式」である（128-129頁）と指摘する。労働者側の対抗策は自らの労働力を価値以下に切り下げようとする資本側に対し、団結せざるをえない（129頁）。そのような理解は、唯物史観の立場からすれば、当然であろう。しかし団結の形成は自由意思にゆだねられることなく、「弾圧或は反対に妥協と懐柔、鞭と鉛が微妙にからみつきながら行われて来た」（同前所）。同節第二款にいうように、日本国憲法は集会・結社の自由（21条）と団結・団体行動権（28条）とを区別している。その違いをどのように読み解くのか。沼田は、二つの点に着目する。まずは「勤労者」の意味である。沼田は、ここでは労組法3条にいう「労働者」と同じであるとし、臨時工や日雇労働者についてのみならず、公務員についても含まれるとする³³⁾。さらに興味深いのは、後段である。すなわち沼田はいう。

果たすべき役割の意味を理解することができようか。

33) 沼田は本書に先立ち刊行した『序説』のなかで、労働法の基礎範疇としての「労働者」理解について、戦前と同じく「官吏の従属性」——津曲蔵之丞が関心を寄せた主題であり、同人は当時のドイツの従属労働論に着目した（前掲・拙著134頁以下を参照）——を論じた。ただし、そこでは、これら以外の「勤労者」（憲法28条）は、労組法の適用対象外とした。すなわち、両著における「労働者」理解の対象範囲は限定的なものであった。しかし、そのような理解は、日本国憲法における労働者像について「山之内一郎追悼論文集『今日の法と法学』（勁草書房・1959）・沼田・後掲『団結権思想の研究』〔1972〕に収録および同『労働法論』上（1960）140-142頁で、

「日本国憲法における団結権等の基本権が労働運動史の指示する目的の他に広範な目的をもつて行使せられうるのみならず、むしろ進んで日本民主化への努力のために行使されるべきだと期待されていた」(135頁)。敗戦直後の旧労組法時の行動の正当性を肯定して、連合国が日本を管理するために設けられた最高政策決定機関である極東委員会FarEasten Commissionの「日本労働組合の16原則」(1946・12)やポツダム宣言(1945・7)の6、7両項を引用する。

第五款では、前節の場合と同じく、第一款から第五款までの内容を「憲法二八条から解釈される解放立法の諸原理」として、つぎのように要約している(149頁)³⁴⁾。

- (1) 団結権、団体行動権はブルジョア法秩序内における階級的人間の自然権的要請を承認した生存権的基本権である。階級的人間としては公務員をも含んで観念せられる。
- (2) それらは、労働者の生存権を実現する根源的な権利であり、その行使は本質的に国家の干渉^(マツ)を拒けるのである。
- (3) 憲法は団結権、団体行動権の実現こそ、社会正義と生存権を実現するものであり、これこそ公共の福祉の基礎の成就であると共に、生きた法的安定性を招来するものだ。
- (4) 団結権、団体行動権は、その法的、社会的限界をもつが、その限界は社会的自律に基いて創定せられてゆくものであり、法律はた

改められた。詳しくは、拙稿「巻頭言／『『勤労者』(憲法)・『労働者』(労組法) 理解に関する管見——沼田稲次郎の場合」労働法律旬報2028号(2023)4-5頁参照。

34) なおここでは、名指しをするものではないが、内容的に吾妻理論への批判——「市民的立場で労働力を結集する自由及組合のコントロールの下に結集された労働力について団体交渉をする自由を国家の干渉から保障されている」のではない(138頁、傍点は原文)——や、1949(昭和24)年6月改正直後というべき同年末(12月)に刊行された東京大学労働法研究会『注釈労働組合法』(有斐閣)における政治スト違法論への反論——憲法28条は、ただに労資間の集团的秩序形成の目的にのみ限定せられているわけではなく、労働立法や労働者の生存権に関わる国家の政策要求する権利を保障している——(144頁)がみられる。

だ、社会的自律の基礎である労資の実質的平等を団結権等の確実な保衛によつて達成せしめるにすぎない。

そして第六款で、労働保護法に対する解放立法（団結保障法）の「実体法的部分」の体系が、（１）労働組合の組織と運営に関わる狭義の団結権、（２）団体行動権（団体交渉法と争議法）、そして（３）労働協約法の三つからなるとの理解を示している。

第六章は「労働者権の濫用を判定する基準について」と題されている。それは基本的人権と公共の福祉であるとする。これらを論じる前に、沼田は集団的労使関係法における一般条項としての「労働良識」について論じる。これについて沼田は、従来から、さらに本書のなかでも、すでに何度か言及している。ここでは、それは市民社会の変革的機能を有しながら、一方では法秩序の安定を成就するという「労働法原理乃至は労働法における目的の実現を志向しつゝ、却って、法原理そのものの要請に基づいて」、労使間で相対立する「現に存在している規範意識への能動的調和を顧慮して法を解釈適用する基礎的範疇である」（162-163頁）と説明している³⁵⁾。これは法的人格の対等性を前提とする市民法原理が適用されるべき一般私法関係とは異なり、労使間の実質的不平等を前提とする労使関係における一般条項としての「社会通念」概念に代わって機能すべきものとも理解すれば、よいのであろうか³⁶⁾。続く第二節は「公共の福祉と生存権的要請」を扱っている。

こうして本書（『団結権擁護論』上巻）により、沼田の実定労働法解釈の基本的な枠組みが提示されたのである。

35) 蛇足をふせば、このような実定労働法が妥当する労使関係を、相対立する規範意識を背景にしながらも、生存権秩序として統一されるとの発想は、蓼沼の争議行為の正当性評価のあり方についての理解——争議行為の労使関係における秩序形成機能——に影響をあたえたのではないか。

36) 沼田独自の法的概念である「労働良識」については、拙稿・前掲「唯物史観労働法学の開局と形成」156（207）-158（205）頁でも言及した。

(3) 第二部 労働者権の濫用と法の濫用 (旧下巻)³⁷⁾

『団結権擁護論』は、上巻の刊行から半月遅れて1952(昭和27)年8月——奥付の日にちは、8月5日——に発売された。上巻が労働法に関する総論と位置付けられるのに対し、下巻は、集团的労使関係法の実定法解釈を扱う、いわば各論といえよう。その意味では、先に引用した蓼沼の書評が指摘するように、1948(昭和23)年に世に問うた旧労組法時代の労働団体法に関する体系書である『日本労働法論』(上・中)に対し、『擁護論』下巻はこれを積極的に拡充・発展させたものであった。本書を書評した蓼沼はこのことを、つぎのようにのべて称揚している³⁸⁾。

沼田は「日本の労資関係にまつわる特殊性を念頭においた解釈論を、自由な所有権の体系との対抗関係においてとらえた労働基本権の体系の法論理的把握に立脚して……、且つかかる『労働法原理を生きる社会に具現する法意識』としての著者のいわゆる『労働良識』を通じて……、法と事実とを安直に峻別するファミリアな思考方法に馴れた人々にも大きな反省を与えずにはおかない解釈論を展開しておられる。／……〔それは〕体系的把握を無視した単なる場当りの突飛な思いつきを演繹したプロ・レーバーな解釈論でもなければ、法律の文字や外面的な体裁をあげつらう法条注釈論的態度に立脚するものではない」。

37) 表題が「労働者権の濫用」とするのは、先に引用した蓼沼の本書・書評のなかでも言及されているように、当時、使用者団体である日経連——日本経営者団体連盟(1948年4月結成)。ただし2002年に経団連(経済団体連合会)と統合され、「日本経団連」となる——のみならず、裁判所から「争議権の濫用」という批判ないし観念が表明されていたが、「権利濫用論を、権利の本質を洞察することもなくふりまわすのは権利濫用論を濫用するものである」(上巻「序文」3頁)との議論を著わさんとの沼田の意欲を示すものである。

38) 蓼沼・前掲書評86頁。おそらく蓼沼がもっとも言いたかったことは、上記引用文中の後段部分であったのではなからうか。なお同書評は、下巻の内容それ自体について、おそらく掲載雑誌から指定された規定字数の関係のためか、なにも言及していない(それでも、同書評は、全体でB5サイズ誌上三段組み・5頁と三分の一頁の紙幅を占めるものであった)。

同書の構成は、つぎのようなものである。

第八章〔旧一章〕 団結権の濫用について

第九章〔旧二章〕 団体行動権の濫用（一）——団体交渉権の濫用について——

第十章〔旧三章〕 団体行動権の濫用（二）——労働争議権の濫用について——

第十一章〔旧四章〕 権力濫用と法の変遷

第十二章 労働事件の裁判と法の変動（上・下両巻の合本に際し、新たに収録）³⁹⁾

第八章は、労働組合の組織運営を扱う。第一節「市民的自由と組合意識」では、市民的権利意識の熟した西欧や米国とは異なり、未発達な「我国では組合意識こそ却って市民的自由の意識に点火するもの」であり、「組合意識の成長した組合において、市民的自由の意識がむしろ進んでいるのであり、より好く民主制が行われる」（202頁）とする。労働運動には、そのような啓蒙的役割も期待されていたということであろうか。第二節「組合加入における差別待遇の問題」として、ユニオン・ショップ協定と臨時工の加入拒否を扱っている⁴⁰⁾。続く第三節「組合員の除名について」は、その手続と理由という二つの側面を論じている。第四節「組合脱退権の濫用」では、争議時の組合脱退などを扱っている。そして第五節「使用者に対する組織防衛権の濫用について」と題される。目次の文言からも、当時の労働者・労働組合にとっての実定労働法解釈の課題がいかなるものであったのかが容易にわかる。続く第九章における主題は、その副題が示している。沼田は、団体交渉について労組法上に具体的な規定が

39) 前掲「沼田稲次郎著作目録」3頁は、同章が「取締法体系における労働法の位置——緊急調整の政策的意味について」労働法律旬報93=94号（1952）の表題を変更して採録したのもであると表記しているが、誤りではないか（本稿・注7を参照）。

40) 前者の問題について、沼田は「経営の圧倒的多数者の意思として表示される支配的規範意識」によって支えられていると解される場合という条件（留保）のもとでは、少数者が団結権を行使、すなわち組織されているか否かを問わず、「雇主はこの約款に基いて少数者を解雇すべきだ」との見解を表明している。

あることから、「憲法をかえりみる必要は必ずしも頻繁に起ることではない」(238頁)としながらも、つぎのように注意している(240頁)。

「憲法は、団結の機能を単に対使用者の関係についてののみ承認しているのではなく、労働者の生存権的要請を実現するに必要な組織及行動の形態を承認したもの、即ち、全体としての社会機構内における労働者の地位から要請せられる団結の諸機能を包括的に……権利として保障したものとといわなければならない」。

すなわち、団交権は対使用者のみならず、対国家との関係においても保障されているということであろう。このような観点に立ち、沼田は労働側の「団体交渉権の濫用」(第二節)として、1949(昭和24)年の労組法改正に際し示された、労働省改正試案第23条について批判的に言及している。そして続く第三節では、改正(現行)法15条2項により「実質上存在理由を失った」(263頁)、労働協約上の自動延長規定による組合の協約変更拒否権と、組合員に関する人事、とくに解雇同意(協議)権の濫用について言及している。沼田は後者について、「組合を説得し得ない解雇を押しつけるということは同意(協議)約款がなくても使用者の解雇権濫用の疑がある」(267-268頁)という。

(4) 第十章にみる団体行動権の正当性評価のあり方

そして争議権の濫用について論じている第十章は下巻の半分、上・下両巻を併せたときでも、その四分の一の紙幅(約100頁)が与えられているだけでなく、内容的にも本書の・もう一方の中核的位置を占めるものである。なかでもピケティングについて論じる第二節は、本章のハイライトである。同章第一節は本書冒頭のそれと同様に、つぎのようなロマンティックな文章が始まる(269頁)。

「労働者権の星座は争議権の燃ゆる太陽にひきつけられている。……この反秩序的な社会的な事実を更に秩序のうちにとらえようとする法領域が争議法である。争議権は争無きを期する法規範によつて承認せられ保障せられた争う自由、争う権利に他ならぬのである。それ故にこゝではつねに資本制秩序と争う権利との間には相剋が存在する」。

このように描写する争議権を沼田は、いかにとらえているのであろうか⁴¹⁾。

まず第一節「概説」では、上に引用した文章のあと、憲法28条が勤労者に団体行動をする権利を保障するが、そこでは何らの留保条件が付されているわけではないのに対し、労組法の場合は、その第1条は対象者との関係で、争議目的を労働条件の維持・改善に関わらせている。そして労調法6条は「労働争議」を労使間の「主張が一致しないで、そのために争議行為」が発生ないしその虞がある状態として、1条で労組法と相俟って、労働関係の公正な調整を図るとしている。このような各法の相互の連関をいかに解するかとの課題を提示し、沼田はつぎのように論じている。すなわちまず、憲法上の争議権は、階級的に不平等な労働者に自らの経済的社会的政治的地位の向上のために、広く争議権を保障するものと捉え、労働立法獲得等をかかげた争議をも広く保障するとする。つぎに労調法は、争議の調整が目的であることから、それに適さない争議については「如何ともすべからぬ」⁴²⁾。そして「正当」という概念については、とくに旧労組法や改正前の労調法の規範意識ないし権利感情を考慮して、「労組法の『正当なる』という規定は、従来の法意識を超えた次元での正当性、つまり労働良識において正当であることを要求していると解釈する以外には何等の積極的な意味をもち得ない」とする。

第二節は「ピケット権の法理」を扱っている⁴³⁾。わが国では、ピケットングをめぐる議論は、1954(昭和24)年11月の労働次官通達「労働関係における不法な実力の行使の防止について」(労働省発第41号)を契機に、これに賛同するか反対するかをめぐって活発化したとされる⁴⁴⁾。ただし沼田の主張はそれ

41) 沼田『著作集』第4巻(1976)〔著者解題〕384頁。

42) 政治ストについて、とくに60年代以降、議論の的となる。

43) 「ピケット権の法理」は、労働法律旬報29、36両号(1950)に掲載されたものを再録している。同稿は後年、沼田『著作集』第4巻労働争議権論223-270頁に収録された。

44) 香川孝三「ピケットング」労働法文献研究会『文献研究労働法学』(総合労働研究所・1978)212頁および古川陽二「ピケットング論」舳井常喜〔編〕『戦後労働法学説史』(労働旬報社・1996)542頁。なお労働省労政局労働法規課〔編〕全訂『労働争議における実力行使の限界』(日刊労働通信社・1961)も、併せて参照。

以前に示された⁴⁵⁾。

冒頭、沼田はつぎのようにのべている(276頁)。

「ピケット権の拡張史は、争議権の発展史であり、労働法の市民法的領域に対する蚕食史である。[なぜならば]それは、労働法意識が市民法意識からはなれる落差の空白に跨る問題だからである」。

すなわち沼田によれば、ピケット権は近代市民法理に抗して発展してきた労働者にとって争議権の象徴的な意義をもつものである。ついで沼田は見張りや監視をさすピケッティングが、労働団結の争議と組織を防衛するための自衛的な手段であることを指摘している(277頁)⁴⁶⁾。こうして沼田は労資のEqualization in factを実現し、そこで形成される協約秩序の維持と生産力の発展と公共の福祉の実現を期した憲法のもと、労働力の統制力が十分でないなかで労使対等を可及的速やかに実現させなければならないとする(285頁)。沼田はピケッティングの「普遍的な形」を、使用者を労働市場から切り離すことにより、組合(争議団を含む)が自己の掌握する労働力をもって有効に交渉するための補助手段として、把握している。それは企業内労働組合という組織形態のもと、労働市場の統制力の十分ではないわが国の場合、基本的な機能であるとする(306頁)。

しかし沼田は、行為の正当性を議論するに際し、「単に孤立的に」扱うことに警鐘を鳴らしている。それは「誰が」「誰に対し」実行するのかという「人間の社会的関係の上にもとわれねばならない」(278頁)⁴⁷⁾。具体的には、第三款で、つぎのような類型化を行なっている。まず第一項では、労働力の排他的

45) ピケッティング法理に関する沼田の学説史上の位置づけについては、香川・同前稿216-217頁および古川・同前稿553-554頁で取り扱われている。古川・同前所は、沼田の所論について「平和手的説得論」に対する「受動的実力行使容認論」を明確に唱えたものとして位置付けている。

46) 沼田はすでに前掲『日本労働法論』中(同『著作集』第1巻〔1976〕340頁)で、このような認識を示していた。

47) このような発想それ自体は、具体的な正当性評価において異なる理解が示されることはあっても、吾妻光俊の場合と同様のものではあった。

独占のためのそれを取り上げている。これは上記のピケッティングの典型であり、「skilled laborの組織……の弱い我国ではとくに緊要とされ……職安法第二〇条の精神はそこから生れる」(306頁)と指摘している。それは、さらに組合による(A)persuasion 口頭、文書、ピラなどによる説得(307頁)、(B)scrimmage(Scrum) ノン・ストライカーが説得しても、承服せず、就業しようとする場合、スト組合が防衛的にスクラムをくむことは正当である(307-308頁)、(C)sit-down strike 沼田は労働市場統制力の不十分な日本では、「これによつて労使の事実上の対等に漸く近づいて来るにすぎないと考えられるから」、肯定的に解するとする。職場占拠については、周知のように所有権との関係で、その侵害性が問題となる。この点について、沼田は「機能をはなれた所有権の社会的価値はない」(309頁)と指摘している(306-310頁)⁴⁸⁾。つぎに第二項で取り上げられているのは、「労働力統制の確保・維持のための場合」である。ここでは組合による労働力のコントロールを維持するための「統一的な意思のもとに統制」するために、(A)脱落しそうな組合員に対する〔共同〕絶交の警告等は、正当の範囲を逸脱するものではない(310-311頁)。また(B)実際に争議から脱落し、さらに組合からも脱退したり、または除名された者が就業しようとする場合、「かゝる裏切りの脱落者に対するピケッティングにおいて団結の威力が高度に発揮されるのは当然だ」(312頁)とする。(C)同一職場にすでに第二組合が存在し、同組合が争議突入に同調しない場合については、同一職場に争議に参加しない非組合員がいる場合と同様に考えて構わない

48) 沼田は、同前所で、さらにつぎのようにのべている。すなわち、資本所有権は労働契約を媒介して労働力と結合することにより、「生きた機能」を発揮するのであるから、ピケッティングにより「労働契約意思を拘束することが正当であるとすれば、機能しない資本所有権を一時的に制限(職場占拠)する行為をも正当と考えてもよいのではないか」。そして同様の視点から職場占拠法理を展開したのが、横井芳弘「職場占拠の正当性」季刊労働法38号(1960)・のちに同『著作選集』第2巻(信山社・2021)326-342頁収録である。なお、このような課題については、拙稿「職場占拠」ジュリスト増刊『労働法の争点(新版)』(1990)124-125頁および同「積極的争議行為の正当性」同前〔第3版〕(2004)84-86頁を併せて参照。

とし、積極的に支持しないまでも、〔第一組合の争議行為を〕妨害すべきではなく、そのような行為に対し、スクラムをもって阻止すること〔を試みるの〕は正当である(313頁)。そして第三項は、ボイコットのためのピケッティングを扱う。沼田はsecondary picketingとして「ボイコット〔の〕目的をもって説得をなし、監視する」のは原則自由である。しかしそれを超えて「積極的に小売店や、消費者の自由を拘束し得るわけではない」(316頁)とする。第四項は、使用者を労働市場から閉め出すことが困難な場合に、労働側に残された手段として、使用者に対する心理的影響を狙った場合である(極端な例として、「人民裁判」「吊し上げ」があげられている)。沼田は、行為の攻撃性にもかかわらず、その目的は防衛的なものであり、その限りでは合法性の範囲を広くとらえるべきであるとしている(317-318頁)。以上のように沼田は、労使関係のなかの「社会的文脈」において、ピケッティングの正当性を論じていたことが理解できよう。

日本では、ピケッティングの正当性評価については、50年代半ば以降、先に言及した労働次官通達が示されたのち、ピケ・ラインをまたぐ労使の攻防については、平和的な説得にとどまるべきか、受動的な実力行使による阻止が承認されるべきかどうかという、専ら社会的事実・現象に集約化された議論に終始するようになった⁴⁹⁾。しかし50年代初頭に公開された『団結権擁護論』ではピケッティングの正当性を論じるに際し、その前提として第一項「争議行為の典型的性格」として、業務阻害性という事実的特性を重視するのではなく、労働者が争議行為開始により、使用者の指揮命令関係から離脱したのちに労働組合による労働市場統制によって、使用者を労働市場から切り離すことにより、対等交渉を実現するのが争議行為の意義であるとの法的把握が示されていたことに注目すべきであろう(280-286頁)。

第三節は、生産管理にあてられている。そのような手段・方法について沼田

49) 蓼沼・前掲書133頁以下は、55(昭和30)年5月、同人と世代を同じくする者らにより執筆・刊行された『ピケッティングの研究——実態と法理』(有斐閣)がその後の議論に大きな影響を及ぼしたとしている。

はすでに『生産管理論』や『日本労働法論』中巻でとりあげているが、ここの記述はほかの学説や裁判例にも言及しながら、自説をのべている点で、先行する二著とは異なる。そこでは、論点がより整理され、説得的な議論がなされている。そのなかで沼田は、当時正当論を論じた末弘巖太郎、有泉亨（1906～1999）、石井照久らの「理論を貫いている観方考え方」として、つぎのように紹介している（329頁）。

「要するに争議行為というのは経営指揮権に干渉したりこれを排除したりする行為なのだから、程度の差があるにしても、本質的にはストライキやサボタージュと特に区別するにも及ばないことであり、よし質的な差異を若干認めたとしても、それは日常労働者が占有しつつ労働している職場だという事情を考えれば違法だとして抑えつけるに及ばない」。

すなわち法的に争議行為をいかに把握するかについて、同盟罷業（ストライキ）を典型とする労務不提供を中心に、狭く据えること⁵⁰⁾への批判として理解することができよう。沼田は、必ずしも自説の基礎となったものではないとするが、基本的には同調しているように思われる⁵¹⁾。なお、このような発想・着眼点は、先に言及したピケティングないし職場占拠論における正当性議論の基礎をなすものでもあった。第四節は「統制違反の争議行為」を扱い、第五節は「違法闘争について」論じている⁵²⁾。沼田は後年、争議権については「官公労のスト権問題をのぞくと大部分が五〇年代に書」いた⁵³⁾と述懐している。

50) その典型的な例が、「争議行為」を「同盟罷業」に置き換えて、その「本質は労働者が労働契約上負担する労務供給義務の不履行」すなわち集团的労務不提供にあるとし、使用者の業務遂行を「暴行脅迫をもって」妨害するがごときは「同盟罷業の本質とその手段方法を逸脱したもの」であるとした、朝日新聞社西部本社事件（最大判昭27年10月22日民集6巻9号857頁）にみることができよう。

51) 沼田・前掲『著作集』第4巻〔著者解題〕380頁がのべているように、沼田には、裁判例を整理した『生産管理』『総合判例研究草書／労働法』（2）（有斐閣・1958）があるが、その後これに追加すべき要がなかったことから、生産管理は「過去のものとなった」と意味しよう。

52) 同稿は労働法律旬報77号（1951）8-13頁掲載の「違法闘争と権利濫用——三井造船事件を契機として」を再録したものである。

事実、そうであったといえよう。

第十一章は、本書全体を総括するものである。沼田は、つぎのようにのべている(369頁)。

「法の変遷は支配的な規範意識の変遷と相互に規定しつゝ行われる。……更に決定的なことは、法の変遷も規範意識の推移も階級的勢力関係の変遷に働きかけるが、後者によつて終局的に規定される」。

いかにも唯物史観論者らしい発言である。沼田は、そのことを踏まえて日本社会の「機構的特殊性に規定された」(同前所)特徴を、権力および国民大衆の前近代性と併せて、「労働者意識の低調」として、つぎのように指摘している(370-371頁)。すなわち(イ)自主性が乏しい、(ロ)階級的連帯性の感情が強固でない一方、(ハ)家父長的な事業一家思想が根深く残っている、(ニ)法の軽視と権力への隷従が顕著である。そして、そのような「特質をもつた労働政策主体と客体とが、労働法の変遷に作用を加えているのだ」(371頁)⁵⁴⁾。

次いで沼田は戦後六年間の労働立法と政治・経済との相互規定的な関係を第1期「戦後インフレ期」——東久邇宮、幣原、吉田第一次、片山の四代にわたる内閣の時代(1948〔昭和23〕年3月まで)、第二期「戦後恐慌期」として芦田、第二次、第三次吉田内閣(48〔昭和23〕年3月から49〔昭和24〕年2月)、そして第三期「戦時態勢への移行期」、朝鮮戦争勃発以後の第三次吉田内閣(50〔昭和25〕年6月まで)の三期に分けて、戦後6年間の労働立法の推移を検討している。すなわち沼田は「労働立法を主としてみられ、それが如何に経済と政治とに規定せられ、又如何に経済と政治に働きかけてきたのかの大綱を整理したいと考えている」(372頁)。このような労働法の歴史的、時代的な変遷を追跡するという作業もまた、『日本労働法論』上巻(1948)においてもなされ、これ以降もしばしば行なわれるものである⁵⁵⁾。これも、沼田の労働法学において

53) 沼田『著作集』第4巻労働争議権論〔著者改題〕384頁。

54) このような沼田の戦後日本の労資(使)関係に関する総括的な理解は、以後、後掲『団結の研究』を始めとして、繰り返し言及されることになるものである。

55) 同前書第一編第六章「戦後の労働運動と労働政策」95-111頁。また本書を補完する沼田・後掲『悪法と労働基本権』の第三部に収録される「メーデー事件」をのぞ

特徴的なことのひとつといえよう。

(5) 「結語」について

些末なことかもしれないが、本書『団結権擁護論』に「序文」に対応する「結び」「結論」は、あるのだろうか。おそらく第十一章に続けて付されている「結語」——目次にはない——がそれにあたるのではないか⁵⁶⁾。その末尾で、沼田はつぎのようにのべている。

「自由と生存とが脅かされる場所に真の秩序は成り立たない。されば、憲法を尊重することは法秩序の安定性の理念の要請するところでもある。／かくて憲法を破る不正且つ愚劣な権力が横行しようとするとき、たとい、これに対して健全なる権利感情のほとばしるまゝに、いわゆる『違法』な闘争が行われたからといつて、これを如何なる原理から正当に非難することができようか。若しこの闘争を『破壊活動』の故をもつて敢て非難する声が権力の座から或は富の高楼から放たれることがあるとすれば、それを露骨な支配階級の主観的な怒号としてより他には受けとりようがないのではあるまいか」。

敗戦後、労働者・労働組合に承認された労働基本権保障の法体系はわずか数年をして、大きくはく奪・規制されていった。沼田にとっては、それに対する抵抗姿勢を示す労働運動の主体的態度を擁護することこそ、労働法学の課題であると考えていたのであろう⁵⁷⁾。沼田は、以後、このような基本姿勢をもって、

く二つの論稿がそうである。

56) 『序説』の場合も同様に、目次に「結び」「結語」という文言はない。それはなぜなのであろうか。

57) こうした実定労働法解釈の姿勢をもつ学説に対してなされた呼称が「プロ・レーパー労働法学」であったのであろう。沼田・前掲『民主主義法学と学者像』75頁は、このような呼称が労働法懇談会の機関誌「討論労働法」に関係していたのではないかと推測している。すなわち同誌では先述したように、研究者の報告に基づき、労使双方の関係者も交えた討論がなされた。それにより「対立する理論的立場もはっきりしたが、同時に学者は相互に〔その主張・見解を〕理解し合った」。その反面沼田は、「プロ・レーパー学者なるレッテルはここでの討論の印象が生み出したものか

その労働法法理を展開していった⁵⁸⁾。

2 労働政策批判の実践——『悪法と労働基本権』（1954）

『団結権擁護論』について、『労働法論序説』（1950）に対する『法と政治の背離』（1951）の関係に相当するのは、同書合本化したのと同じ年（54〔昭和29〕年）の7月に刊行された『悪法と労働基本権』であろう。同書は3年前に「労働法意識の分裂と政治」という副題の付された上掲書（1951）と同じ出版社から刊行された。唯物史観を「現実在＝歴史的社会……の真理の認識の形成的実践と不可分のものとして、社会的主体的実践を媒介として弁証法的に運動する歴史社会の自覚」⁵⁹⁾と捉える沼田にとって同書は、『法と政治の背離』と同じく「労働政策批判とくにその法的イデオロギー的契機の批判」⁶⁰⁾にあてられたものである。晩年沼田は自らいう「批判」の意味について、つぎのように説明している⁶¹⁾。

「私のいう批判は、その対象たる労働政策とくにその不可欠の契機である法的イデオロギーの真理、すなわち運動する現実在の一環たること——被規定性と規定的機能＝イデオロギー性の正しい認識を志すものであり、歴史的社会が〔階級的？－引用者〕分裂状態にあるかぎり、それは同時に政策の階級性暴露という社会的実践の論理たらざるをえない。ところが社会的実践は目的——価値観を前提とするが、価値観自体が現実存在に規定される——の正当性の意識と他の目的に対する優越的価値の意識をもって行なわれざるをえないのである」。

すなわち沼田によれば、自ら使用する「批判」という文言を、物事の是非善悪を評価・判定するとの通常の使い方とは異なるという。しかし思うに、それ

もしれない」とのべている。

58) 文末には、「(一九五二・四・七脱稿)」と記されている。なお合本に際し追加された第十二章「労働事件の裁判と判例の変動」については、言及を省略した。

59) 沼田・前掲『著作集』第8巻労働政策批判（労働旬報社・1976）〔著者解題〕448頁。

60) 沼田・同前〔著者解題〕447頁。

61) 沼田・同前〔著者解題〕448－449頁。

が「真理の認識の主体的実践的モメント」だとすることは、実際には「目的の正当性意識と他の目的に対する優越的意識」をもってなされることには、通常の語義と通底する側面があるのではなからうか。それはともかく、「はしがき」「資料」をのぞく同書（四六判・本文334頁）の目次構成と初出先は、次の通りである⁶²⁾。

第一部 序論

- I 悪法の枷——労働運動と労働法学（初出不明・書下ろしか？）
- II 憲法原理と法意識（同前）
- III 基本的人権はまもられているか←部落46号（1953）

第二部 悪法の批判と解釈

- I 労働法改正の構想と法理論の転換←労働法律旬報72号（1951）⁶³⁾
- II 破壊活動防止法の解釈論←労働経済旬報162号（1952）
- III 昭二七・労働法改正の焦点と概観←「労働法改正の焦点と概観」法律時報24巻8号（1952）
- IV 公労法改正とスト規制法←「スト規制法のねらうもの」解放1巻3号（1953）

第三部 労働法の変動

- I メーカー事件の歴史的意味←改造33巻11号（1952）
- II 労働法における法理と政策目的の変動←季刊労働法4号（1952）
- III 労働法崩壊過程の記録←法律時報25巻5号（1953）

上記一覧からこれらは、一つ（第二部I稿（51〔昭26〕）をのぞいて、1952（昭27）、53（昭28）両年に発表された論稿を集めた論文集であることがわかる⁶⁴⁾。

62) 引用に際し太字で示したものは、後年、沼田『著作集』第8巻141頁以下に「はしがき」とともに収録されたものである。

63) この部分は、前掲『団結権擁護論』第11章第4節のなかでも、主要なテーマとして論じられていた。当時労働省労政局が準備していた労組法改正案として、警戒していたということであろう。

64) 沼田は同書（『悪法と労働基本権』）「はしがき」のなかで、当初から一書にまとめることを意図して書いたものではないけれど、「客観的に必然的な連関性を担って生

第一部は書下ろしであろうか。沼田は52(昭和27)年8月に東京学芸大より東京都立大学に移籍したが、学芸大で引き続き憲法を講じた⁶⁵⁾。第二部は、沼田が労働者の団結を抑圧する「悪法」と呼ぶ、政府により構想され(ゼネスト禁止法)、その後現実化した破防法(破壊活動防止法〔1952〕——『団結権擁護論』「序文」や第十一章「附論」406-412頁でも言及している——)や公労法(公共企業体等労働関係法〔1948〕)、スト規制法(電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律〔1953〕)に関する法解釈や註釈を試みている⁶⁶⁾。とくに破防法に関するそれは、詳細である。第三部は、敗戦から独立回復前後の時期までの歴史的事象に関する所感にあてられている。具体的には、まずⅠで、同書刊行の年5月1日の第23回メーデーに際し、皇居前広場でデモ隊と警官隊が衝突したメーデー事件についての「感慨」を記したものである。Ⅱは、敗戦直後の労働政策がわずか数年を経ずして、内外の緊迫する政治情勢を反映して、大きく右旋回する有様を概観する。同種の試みは、すでに数次にわたりなされてきた(たとえば、前掲『法と政治の背離』収録の諸論稿等)が、同稿末尾で沼田は「あまりにも慌しい憲法原理の衰退に驚かざるを得ない」として、つぎのような比喩的表現をとまう感想を記している(沼田『著作集』第8巻〔1976〕245頁)。

起した問題」を「かなり隙間なく論じきたったのでおのずと統一性をもつにいたった」と自信を示している(8頁)。

- 65) この間の沼田の業績として、星野安三郎、岡本鑑輔両名との共著である『憲法要義』(法律文化社・1953)がある。同書のなかで、沼田はⅠ「序説」3-8頁とⅢ「日本国憲法の根本精神」50-67頁の執筆を担当している。前者では、『序説』第一章第二節と内容的に重複し、後者では憲法「前文」の意義を読み説いている。
- 66) 沼田「労働法における法解釈の問題」季刊法律学20号、のちに同『著作集』第2巻(1976)343-353頁は、沼田のいう悪法が制定されようとするとき、これを批判し、反対しながらも、それが現実の制定法として施行されたとき、いかなる対応をとるべきかについても、論じている。なお、このような立法動向に対する・当時の労働法学の応接については、近藤昭雄「〔戦後三期〕講和期における労働法再編過程と労働法学」沼田稲次郎先生還暦記念上巻『現代法と労働法学の課題』(総合労働研究所・1974)645頁以下を参照。

「悪法も亦法であることを認めたにしても、果して違憲の悪法は法なのであろうか。しかもこの法が人民を縛る、法の推移というべきか、法から無法への転落と称すべきか甚だ迷わざるを得ない。……メーデーの宮城前広場に流れた労働者の血は憲法の刃で暴力の法令をつんざいたことを物語るのか、はた又憲法の衰えた心臓に歴史が竹槍をつきさしたことを意味するのか」⁶⁷⁾。

そして太平洋戦争の敗戦から1952(昭和27)年4月にサン・フランシスコ平和条約が発効して、日本が主権国家として独立を回復するまでの7年間における労働法制と裁判の展開過程をⅢ稿で「労働法崩壊過程の記録」として論じている⁶⁸⁾。

三 労使関係の実情理解＝法社会学への関心——わが国労働者の団結活動と就業規則にみる規範意識

敗戦後の1940年代後半から50年代にかけて、東大経済学部や社会科学研究所の社会政策(労働問題)専攻者らによる労働調査がなされていた⁶⁹⁾。法律学の分野では、戦前の概念法学的発想に対する反省を反映した法社会学への関心が高まり、川島武宜を中心とした家族制度や民事慣行について実態調査がなされていた。労働法の分野では、野村平爾(1902～1979)を中心に、その後「早稲

67) 他の労働法研究者には見られない、沼田らしい記述であるが、最終行には、つぎのような短歌も添えられている。沼田のいわば文人としての側面を表わしているであろうか。

「憂長く悩深けれども、眉をあぐれば柿若葉朝暘を浴びて静かにわが書窓をおう」。

68) 野村平爾「日本労働法の形成と解体」(『日本資本主義発達講座：戦後日本の政治と経済』第7巻・労働者と農民〔岩波書店・1954〕・のちに同『日本労働法の形成過程と理論』〔岩波書店・1957〕)は、同様に「日本労働法の形成は同時にその崩壊の要因をもっていた」(291頁)との観点から論じたのであった。なお、これについては、拙稿・前掲『戦後労働法学』の先導者」獨協法学112号(2020)1(526)–142(385)頁を参照。

69) その詳しい内容については、山本潔『日本の労働調査』(東京大学出版会・2004)を参照。

田労働法学」を担う者たちにより神奈川県川崎の工場を対象に経営協議会についての聞き取り調査がなされていた⁷⁰⁾。同様の試みは、沼田も行なっている。同人の場合、「関心をもった調査対象は労働者ことに組合員の規範意識の実態と変動」⁷¹⁾であった。

1 戦後わが国の団結権の実像：労働組合への実態調査——『団結の研究』(1955)

1950年代、「職場に団結をおろす」「幹部請負闘争から大衆闘争へ」等のスローガンのもと、労働組合は企業内のないし従属的体質改善の実現すべき階級的な連帯を基盤として運動の高揚が見られたと捉えた沼田には、組合活動（職場闘争）や争議法理の形成にあたり、「日本の労使関係における意識構造やそれと不可分の雇傭慣行等の特殊性の規範的意味」を労働法諸原理との関係で理解することが不可欠であると考えていた⁷²⁾。

(1) 日本の労使関係の意識構造と労働法——『団結の研究』と法学志林連載稿

1955（昭和30）年、沼田は「組合活動の法理の反省のために」という副題が付された『団結の研究』（勁草書房）という、文字通りの小著（労働法学選書シリーズの1冊）を刊行した。同書の目次構成は、つぎのようなものとなっている。

序説—若干の方法論的な問題について

第一章 わが国の労働組合と組合員のいわゆる組合意識について

第二章 労働法規と社会的自主法との妥当の仕方について

第三章 社会的自主法に関する二・三の法律的問題について⁷³⁾

70) 拙稿・前掲「『戦後労働法学』の先導者」51-63頁を参照。

71) 沼田・前掲『民主主義法学と学者像』209頁。

72) 沼田『著作集』第4巻労働争議権論（1976）〔著者改題〕382-383頁。沼田はそのような自身の問題意識のなかで書かれたのが、『団結の研究』のほか、後掲『運動のなかの労働法』や同『労働争議法の特殊問題』であったと述懐している（同前所）。

第四章 集団的行動に関する諸問題の法理

同書成り立ちの経緯は、その「序文」(1頁)に記されているように、1952(昭和27)、53(昭和28)の両年に、文部省(当時)科学研究助成費の交付をえて、後年「戦後労働法学」の主要な担い手の一人となる青木宗也(1923~1995・当時・法政大学専任講師)とともに、同大学の学生団体である労働法研究会(労研)メンバーらの協力をえながら実施した聞き取り調査を基礎とするものであった⁷⁴⁾。沼田は調査の分析と検討について「組織労働者の規範意識を分析して労働法の理論に及ぶ」とのタイトルで法学志林(法政大学法学部紀要)に3回にわたり連載した(51巻3号〔1954〕1-76頁、4号1-54頁〔同前〕、52巻1号〔1955〕34-121頁)。同稿(以下、「原型稿」〔I〕~〔III〕と表記する)の目次は、つぎのようなものである(『団結の研究』と区別するために、アラビア数字で示す)。

第1章 組合員大衆の規範意識を把握することの必要性について

第2章 調査について

第3章 労働組合員の政治的意識

第4章 労働組合員の権利感情

第5章 労働組合員の組合意識 (一)まで〔I〕、(二)~(四)まで〔II〕

第6章 企業別組織における闘争の方向について

第7章 労働法規と社会的自主法との妥当の仕方について

第8章 労働法解釈上の諸問題 以上、〔III〕

『団結の研究』と原型稿との関係は、どのようになっているのか。この点について、沼田は法学志林連載稿中の「組合員の政治的意識」(同前稿〔I〕第3章が該当)と「組合の実践的課題」(同前稿〔III〕第6章が該当)部分を削除して、「その残りに手を加えてとり入れ、重点を労働法の〔解釈〕理論におくことにして、その部分を書きおろした」と説明している。同前書の第一章は原型稿第4・第5両章(〔I〕55-71頁、〔II〕1-54頁、〔III〕35-59頁)に、

73) 同章中の(三)「組合員の除名とユニオン・ショップ協定との関連について」は、後年、沼田『著作集』第3巻団結権(1976)206-229頁に再収された。

74) 沼田ほか・前掲『時代を生きる』218-219頁。

第二ないし第四章は原型稿第7・第8章（〔Ⅲ〕78-121頁）にそれぞれ対応している。そして労働組合員の権利感情・規範意識を実態調査の結果を紹介しながら検討した同前書第一章は、同書の半分ほどの頁数を占めるものである。ただし『団結の研究』とその基になった法学志林稿の両者を読みくらべてみると、まず『団結の研究』に収録されなかった二つのうち前者は連載稿（Ⅰ）の半分、後者は同（Ⅲ）の三分の一強の紙幅を占め、いずれも同前稿の主要部分であった。とくに「組合員の政治意識」を検討した原型稿第3章は、連載稿の中核として位置付けられるものである。なぜ沼田はこれらを削除したのか、その理由を明らかにしていない⁷⁵⁾。しかし『団結の研究』では先に引用したように、「重点を労働法の理論にお」かれたことにより、同書は組合員の規範意識のあり様を探った原型稿とはその性格を異にして、むしろ『団結権擁護論』下巻で論じられた論述を補完すべき意味合いがもたされることになっている。換言すれば、『団結の研究』では、原型連載稿がいう組合員への聞き取りを通じて得られた情報を^{データ}読み解き、原型稿の^{タイトル}論題がいう「組織労働者の規範意識を分析して労働法の理論に及ぶ」こととは、いささか性格を異にするものとなっている。

調査対象は既述のように「平組合員乃至は組合員大衆——Rank and file——」であり、目的はその規範意識を調査することであった⁷⁶⁾。沼田は労働省大臣官房労働統計調査部『戦後におけるイギリス労働組合の発展』British Trade Unionism, PEP June 1949 Londonの抄訳〔全166頁〕内外労働資料第31集〔1951〕35-59頁を引用している（原型稿6-7頁、『団結の研究』26-28頁）。そこでは組合員を「第一階層—全国役員」「第二階層—活動的な支部員」および「第

75) 原型稿は後述するが、炭労組合員を主要な調査対象としている。原型稿・第6章「企業別組織における闘争の方向について」は、連載（Ⅰ）（Ⅱ）回の時点では、目次にはなく、連載（Ⅲ）において新たに追加された部分であった。それは1954（昭和29）年3月に、調査協力者である遠藤浩史（当時・九州炭労地本）から、三菱鉱業^{ほうじょう}方城（財閥資本系）、貝島大の浦（地方大手）、飯野（地方中小）、加茂（地方小企業）の各炭鉱（いずれも、炭労傘下組合）の調査票が新たに442通送られてきたこと（沼田・前掲「組織労働者」35頁）を反映させようとしたことによるものと考ええる。

76) 沼田・前掲「労働者の規範意識」4頁および同・前掲『団結権の研究』25頁。

三階層—一般組合員」という三つの階層にわけている⁷⁷⁾。そして沼田は、わが国の労働組合がイギリスのそれとは異なり、企業別組合であることを前提にしながらも、上記「第二階層」に相当する「積極的活動分子」がその『無関心』をなげく組合員大衆の規範意識を、あえて探る意義として、つぎのようにのべている(原型稿(Ⅰ)7頁、『団結の研究』28-29頁)⁷⁸⁾。

「われわれは、第二階層が、中央に反映せしむべき自己の意見を汲みとるところであると共に、中央の決議を浸透させるべきところである組合員大衆、中央をして行動を起こさせる感動力をそこから吸い上げ、中央の戦術を大いなる社会力にまで結集し発動せしめる感動力をそこに投げ入れるべき組合員大衆、ここに流れる意識の基調をまず把えてみようとしたのである」。

同稿の具体的な調査事項は、大きく、つぎのような二つであった⁷⁹⁾。

(1) 組合意識：(A) 組合員の連帯的感情の強度と性格

(B) 組合の自主性の自覚又は組合員の権利感情の状況

(2) 組合員の政治的意識の状態とそれとの組合意識の連関性

調査は沼田自身や青木にとって「多少ともつながりをもつ組合」や知人に趣

77) その直前のところで沼田は全国的に組織された組合には、(イ) 総評(日本労働組合総評議会)または全国単産執行ないし常勤役員、(ロ) 地方評議会ないし地方本部役員、(ハ) 支部または単独企業組合の積極活動分子そして(ニ) 組合大衆の4つのグループにわけることができるとしている(沼田・前掲「組織労働者」[Ⅰ]5-6頁)。

78) 一般組合員の規範意識とくに「市民的意識」と、第二階層の組合員からみた組合大衆については、青木「組織労働者における規範意識の成長」法学志林50巻2号(1952)1頁以下に検討されている。その結論的命題は「市民的規範意識の成長は団結によつて確保され、闘争はその成長を促進する」(25頁)というものである。沼田もこれに賛成するとのべている(沼田・前掲『団結の研究』32頁)。なお類似した記述は、すでにみように、前掲『団結権擁護論』(旧下巻)371頁に見出すことができる。

79) ただし既述のように、後者については『団結の研究』では除外されており、これについては、沼田・前掲「組織労働者の規範意識」(Ⅰ)34-55頁で言及されている。また調査票の内容については、同前稿72-76頁に掲げられている(『団結の研究』では本文のなかに組み入れられている)。

旨を理解・協力を求めてなされた(最終的な回収率は6割)⁸⁰⁾。沼田ら直接聞き取りを行なった場合もあっただろうが、知人等を介してなされたものの方が実際は多かろう。調査は以下に引用するように、とくに炭労(日本炭鉱労働組合)を中心になされた(カッコ内の数字は、回収し得た質問表数)⁸¹⁾。また全蚕絲をのぞき、調査対象者の圧倒的多数が男性であった。これについて沼田は「組合活動を規定するファクターとしての規範意識の担い手としては男子の比重が圧倒的である」とする⁸²⁾。それは調査が炭鉱労働者を中心でなされただけでなく、今から70年ほどの前になされた時代的制約もあったと推測される⁸³⁾。

80) 原型稿14頁、同前書33頁は、その理由として①便宜である、②当該組合に漠然としたものながら、具体的なイメージを持てる、③親近感をもつことにより、調査内容を深く聴き取ることができることをあげていた。

81) 炭労組合員のサンプル数が多い理由として、①沼田自身にとって、炭労と接触する機会が増えたこと、②第一階層から第三階層の人びとまで懇談できる機会があったことのほかに、③炭鉱が当時「民間産業の中核であり基幹であること」、④炭鉱労働者らが「戦前は前近代的な人間関係が残存し、資本の貪婪性どんらんに結ぶかかる関係のうちに労働組運動はちつ息せしめられていながら、しかも……抵抗のエネルギーが蔵せられている集団である」こと、そして⑤炭労が52(昭和27)年秋・冬のストライキや、翌年夏以降の三鉱連「113日の英雄なき闘争」に示された、組合員のみならず主婦たちも集団行動に参加する「典型的な労働者の組織」であるとの個人的感情をあげている(原型稿14-15頁、同前書33-34頁)。ただし、沼田がこのように労働運動、ひいては日本での社会主義革命の担い手となるべき組織として期待した炭労は、1950年代末からの高度経済成長のなか石炭から石油へのエネルギー政策の転換の結果、60年代以降閉山する炭鉱が増加し、組合員も減り続け、2004(平成16)年には解散するにいたった(なお編集委員会『炭労：激闘あの日あの時』〔日本炭鉱労働組合・1992〕参照)。

82) 沼田・前掲「組織労働者の規範意識」(I) 21頁。

83) 同連載稿(I)(II)は53(昭和28)年8月までに回収しえた調査表に基づき、同稿(III)は既述のように(注73)、その55(昭和30)年3月までに回収しえた、とくに大手財閥資本系(方城)、地方大手(貝島大の浦)、地方中小(飯野)および地方小企業(加茂)の各炭鉱(いずれも、炭労傘下組合)の調査表をもとに検討しており、その基本データに差異があることに注意する必要があるであろう。

炭鉱（北海道：124、常磐：484、宇部：64、九州：1795）

三井砂川〔北海道〕、三井美唄〔同前〕

常磐炭鉱（〔福島県〕湯本・内郷、常磐）、古川好間〔福島県〕

向洋〔茨城県〕、重内〔同前〕、大日本勿来〔同前〕

宇部興産沖ノ山〔山口県〕

貝島大浦〔福岡県〕

三菱方城〔福岡県〕

飯野〔長崎県〕、加茂〔福岡県〕

その他：日本水素小名浜工場（〔福島県〕137）、呉羽化学小名浜工場（86）

古河電工日光製銅所（〔栃木県〕59）

全蚕絲〔全国蚕糸労働組合連合会〕（63）

国鉄新潟地方本部（34）、常磐線湯本駅（〔福島県〕13）

国鉄〔北海道〕釧路地方本部（49）

平地方事務所（〔福島県〕19）、平地区日教組（12）

小名浜電報電話局（64）

上記一般組合員の回答に対する分析と評価は、欧米諸国のそれとは異なる、戦後日本の労働組合の企業内・工職混合組合という特徴を踏まえた関連事項にも言及されている。原型稿における主要な考察課題である「組合意識」、とくに『団結の研究』では取り上げられていなかった「組合員の政治意識」については、(ア)再軍備、(イ)行政協定⁸⁴⁾、(ウ)破防法（貝島炭鉱については、スト規制法）について質問している（原型稿〔I〕24-55頁）。沼田は結論的には、つぎのように指摘している。すなわち①組合員の政治意識は、支持政党により容易に判別できる。②組合が組織活動の一環として取り上げたことは、相対的に明確に意識される。③商業新聞・ラジオの影響は大きい、労働問題については懐疑的である。④「感情の方向は混乱していない」。⑤階級的連帯意識は

84) 通称「日米行政協定」とは、「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約〔旧日米安保条約〕第三条に基づく行政協定」（1952〔昭和57〕年2月28日締結）のことで、主として日米軍に関する協定である。1960（昭和35）年の新安保条約以降、「日米地位協定」として改正された。

高くない。それは「政治闘争が生活連帯性の意識に結びつくことが少〔な〕く、「組合の経済闘争そのものが未だ日が浅く闘争の中から“政治”を意識していないからである（同前〔I〕53-55頁）。

つぎに沼田は、組合員の権利感情は破防法やスト規制法に対する反対闘争を通じて高揚しても、一度、法が成立したとき、^{ひとたび}持続的に反対することは少ないことを指摘している。このことについて沼田は「恐らくは、前期的遵法精神乃至は権力盲従精神の過多と近代的権利感情の過少とに由来するのだろう」（同前〔I〕56頁）とする。それはわが国の労働立法が「国家の手から団結権や争議権を闘い取る苦心を知らない」（同前所）からだとしている。

つぎに『団結の研究』の過半の紙幅をとる、主要課題である「組合意識」を取り上げよう。同書第一章（原型稿第5章）は、つぎのような課題を扱っている⁸⁵⁾。

- (一) 戦後の組合の企業内的性格
- (二) 組合員の無関心
- (三) 組合自主性の意識
- (四) 組合員の自主的意識と団結忠誠
- (五) 階級的連帯意識

まず(一)については、従来から言及されていたことなので、省略する。(二)は組合員の組合大会への出席率を具体的に紹介することにより、なされている。出席率が高いことが組合員の関心の高さを示すものと「即断することは許さない」とする(94頁)⁸⁶⁾。たとえば組合経理に対する組合員大衆の関心は薄い。沼田は、戦後の労働組合が自らの運動を通じて勝ち取ったものではなく、『大勢に順応して』結成されたことにその原因がある(95頁)と指摘している。(三)

85) 原型稿第五章(1)55-71頁、(2)2-54頁、(3)35-59頁に該当する。原型稿とくらべたとき、(一)と(二)の順番を逆に改めている。

86) それは「輝かしい労働運動史をもつ」イギリスの場合も、20世紀中葉の当時は同じであった(前掲『団結の研究』92頁)。沼田は、戦後の労働組合が自らの運動を通じて勝ち取ったものではなく、『大勢に順応して』結成されたことにその原因がある(同前書95頁)と指摘している。

では、沼田はまず「組合の自主性」とは階級的組織としての自主性である（べきこと）を強調している（107頁）。具体的には、組合幹部と会社の労務管理担当者との日常的な交流、とくに使用者側の負担により飲食することに対する反応、とくに炭鉱の場合、それが慣例化している場合も少なくない（112頁）。これについては、（1）それが組合の自主的活動に不利であることが闘争を通じて意識されるようになった。しかし（2）それが「労働者の階級的規範に照して、悪」であり、組合員の期待を裏切るとの意識は「未だ熟していない」ことに問題性があったのであろう。つぎに組合専従とくに、給与の会社負担、スト中の賃金支払を取り上げている。（四）では、組合員の自主性意識と団結忠誠、具体的には、黄犬契約、差別待遇、スパイ、ブラックリスト、スト破り、挑発などを取り上げている（143頁以下）。これらの項目への応答状況について、沼田は「階級意識率は炭鉱労働組合（マツ）は総じて他産業に比すると高い傾向を示している」（159頁）とし、その背景として「炭鉱夫が骨の髄まで労働者であること、闘争経歴が豊富であること、社宅（私的生活）にまでスパイの眼が光ることに対する反発」などの事情をあげている（同前所）。（五）の階級的連帯意識について具体的には、まず「常用工した臨時工」にたいする意識を検討している（163頁）。調査資料から沼田は、大多数の組合員は臨時工を組合に加入させるべきだと答えながらも、現実には未加入である。これについては「臨時工に対する連帯意識は「未だ観念的なものであり、組合の組織活動を規定している生ける意識としては『自分らとちがった労働者』つまり企業協同体の構成部分となりきつていない者乃至は職場の友達になりきれないはずの者として臨時工をとらえていることを意味している」（166頁）。つぎに上部団体への忠誠と連帯の意識を扱う。沼田はそれが「企業別組織の枠をこえた階級的連帯意識の基礎であり出発点である」（168-169頁）とする。沼田は調査票の集計から、「一般には上位団体への忠誠が承認せられている」としながらも、組合員の「単位組合中心的意識」がどの組合にもあり、「統一闘争の旗色が悪くなる」と「上位団体への忠誠を乗り越えて」自組合独自の行動をとるか可能性があると注意を喚起している（172頁）。そして闘争資金のカンパや争議応援が熱心に行なわれながらも、同情ストはほとんどないことを、いかに理解すべきか。沼田は炭

労や電産（日本電気産業労働組合）など社会生活に影響が大きい「公益事業」の争議について支持しない者が多い（179-182頁）。それは70年後の今日も変わらず存在する「スト迷惑論」ということであろう⁸⁷⁾。

第二章は「労働法規と社会的自主法との妥当の仕方」という表題である。ここでは、組合規約と付属規定および労働協約と附属協定について、同じく法的拘束力をもつ社会規範であるけれども、前者を「社会的自主法」、後者を「社会的自律法」として、企業内労働組合という特殊性の関連した、その法的意義を説明している（189頁以下）。

第三章は（一）「組合民主性と自主性の妥当」⁸⁸⁾として、組合の運営に関連して「階級的モラルによる組合づくりは何よりも組合員を民主的に訓練することに向けられねばならない」（223頁）とする。（二）「争議権委譲の法的性格」は、嘉穂炭鉱労組事件（福岡地判昭28・11・19および福岡高判昭30・5・11）⁸⁹⁾を素材として、スト権を上部団体に委譲した組合が単独でストを中止し、使用者と妥結して戦線を離脱した場合に生起する問題を扱っている。（三）は「組合員の除名とユニオン・ショップ協定との関連」を扱っている⁹⁰⁾。そのなかで沼

87) 沼田はマス・コミの影響が「労働者のスト評価に相当大きく及んでいると思われる」（182頁）とするが、それだけであろうか。

88) 原文では、表題の文末に「について」という文言がふさされているが、ここでは一切省略した。

89) 本件については、のちに最高裁の判断（最1小判昭35・5・26刑集14巻7号868頁）が示された。

90) 組織形態のあり方とユニオン・ショップ協定に関する意識について、沼田は海上労働者についても調査を実施している。すなわち、それは海上労働11巻11号（1958）1-6頁に掲載されている*「船員の組合意識——続・『船にきく』の記」である。なお同稿の副題に「続」という文言がふさされているのは、前年の同誌10巻11号（1957）に同一表題の評論（沼田・前掲『行人有情』3-15頁に収録）を發表しているからであろう。それは、全日本海員組合が戦前来の産業別組合であることから、そのような組織形態がどの程度、組合員から支持されているのか、「陸上の組合」の多くが企業別組合の産業別連合体（単産）をなしていることを、どのように思っているのか、そして産業別組合による組織強制（ユニオン・ショップ協定）をいかに評価してい

田は、除名が組合員にとって、いわば「極刑」に相当すると理解されていた。ユ・シ協定が締結されている場合、当該労働者はそれに基づき使用者から解雇されることになる。しかし、たとえそのような結末へといたっても、欧米のような労働組合が職業別・産業別に組織されていない日本では、それが他企業で働くことに妨げとはならないことを指摘している⁹¹⁾。また除名法理の中心

るのかとの沼田の関心に基づくものであった。実施日は不明であるが、「たまたま」乗船することになった白山丸（日本海汽船〔2004〔平成16〕年解散〕）の乗組員60名に配布し、58通回収した。質問は大きく3問あった。第1問は、海員組合の単一組合という組織形態を支持するか否か、第2問は、その理由（複数の選択肢のなかから選ぶ）、そして第3問は是非とその理由を、やはりあらかじめあげられた選択肢から選ぶというものであった。結果は沼田が「予想し期待していたところとはいささかちがっていた」（同前稿4頁）。すなわち第1問・第2問について、「陸上の組合」のような企業別組合（の全国連合体）の方が「労働者の利益を守るのに有利だ」と答えた者が相対的に多数（理由不明・無記入を含む）であり、労働者の企業意識が産業別横断組織内にもある（3頁）と分析している。ユ・シ協定の是非に関する第3問も、これを支持する者は比較的多いが、組合幹部の統制力が強くなることへの不安ないし懐疑が示されていると分析する。総体として、平組合員の幹部不信は漠然としたもので、それは期待の裏返しという側面があるのではないかと論評している。沼田は海員組合の「折角維持している」組織原理を「陸上の組合」と同様の企業別組織に分解することにより改善され、組合員の利益が守られ、意思の反映が容易になるとは「到底考えられない」（5頁）との感想をのべている。なお沼田・前掲『行人有情』16-22頁に収録されている*「潮っ気のしみ込んだ意識」海上の友（新聞）1958・10・21では、同じく白山丸に乗船した際の・船員に対する「陸上勤務と海上勤務のいずれを希望するか」との質問への回答と感想について記している（なお乗務員68名へのアンケートに対し、59名の回答をえた〔18頁〕としており、前掲「船員の組合意識」と人数が違っている）。さらに沼田・笹木弘『海員組合の組織と団体交渉』（日本評論社・1966）には、1960年代初め、日本労働協会（現・日本労働政策・研究機構）の委託研究の成果をふくむ同前表記の解答に関する研究成果が示されているが、両人の執筆分担のあり方については、何も言及されていない。

91) 沼田・同前書（『団結の研究』）239-241頁は、近江絹糸津工場での争議を例にとり、組合除名の「極刑性」は「積極分子」について該当しても、「裏切分子」には、組合除名という事実は他企業に就労するにあたり「マイナスとならない」と指摘している。

課題として、統制違反を「如何なる基準に照して行為の価値評価をなすべきか」として(244頁)、具体的に三井美唄炭鉱事件(札幌地崔岩見沢支判昭36・9・25)⁹²⁾をとりあげている。(四)「法令及協約における平和義務と団結統制との関連」では、とくに後者の問題について、九州地方の四つの炭鉱組合の調査に基づき、沼田はスト指令に対し、協約上の平和義務を理由に服従しないのは団結忠誠に反し、統制違反として除名される場合もありうるとする(280頁)。(五)「解雇についての組合の協議(同意)約款」をとりあげている。第四章は「吊し上げ」を取り上げる。当時日本では、事実として「労資対等」は実現していないがゆえに「吊し上げ」——多数者が一人ない少数者(管理職等の経営側)に質問の矢を浴びせるものから、長時間にわたり、要求を受け入れるまで激しく非難する例まで、多様な形態がある——がしばしばみられた。沼田は日本では、組合幹部であっても、数年間の任期を終えれば、職場にもどることから、使用者との交渉をすることも、単独的立場に立って、堂々と要求を主張できかねる——労資(使)対等の関係が実現していないがゆえに——という背景があると指摘している(291-292頁)。もう一つは、ピケ・ラインにおけるスクラム上での衝突問題であった(325頁以下)⁹³⁾。

以上、『団結の研究』では、一般組合員の意識のあり様如何への関心を保持しながらも、内容的には、先に指摘したように『団結権擁護論』第十(旧下巻三)章の争議行為以外の記述(法的理解・解釈)と重複・補充するものとなっている。それらは、日本の企業別組合という特殊性が生み出した病理現象への、

92) 同事件については、のちに最高裁大法廷判決(昭43・12・4刑集22巻13号1425頁)が示された。

93) これは、前掲『団結権擁護論』でも、大きな課題となっていたことは、すでに言及した。なお団体交渉に際しての「吊し上げ」に関する大法廷判決の法的意義を検討しているのが蓼沼謙一「大衆交渉の正当・不当(大法廷判決巡歴)」法学セミナー301、302号(1980)・のちに同『著作集』Ⅱ労働団体法論(信山社・2008)337-365頁であり、ピケティングについては、同「ピケティングの正当・不当(大法廷巡歴)」法学セミナー315-318号(1981)・のちに同『著作集』Ⅳ争議権論(2)(信山社・2006)265-325頁を参照。

沼田なりの処方箋であったということができるとはなからうか。

(2) 50年代の労働争議への実態調査の参加と報告執筆

沼田は晩年、「ストライキは、さまざまな法律問題を提起するが、その法理はストライキの法社会学的考察を加えないでは論じたい」⁹⁴⁾とのべていた。すなわち戦前の概念法学的解釈だけでは、労働法学が成立しがたいと言わんとしたのであろう。そして、これに続けて沼田は1950年代前半、(旧)文部省の科学研究助成をえて、複数の労働争議について、「親しい学友たち」と調査旅行にでかけた⁹⁵⁾と述懐している。具体的には、日本製鋼所室蘭製作所、山梨中央銀行および日本カーボン各社の名前をあげている。『著作集』第10巻労働者陣営形成論(1976)には、以下にかかげる論稿が掲載されている。これらは、法解釈というよりは、労働争議に関する、沼田のいう法社会学的な考察ないし見聞記といってもいいような作品である。

近江絹糸：「労使攻防の法理」全織同盟法政部〔編〕『近江絹糸法定闘争記録』(1955)

日鋼室蘭：「日鋼室蘭争議」労働法6号(1955)→「“M S A”の厚い壁と地域連帯の闘い」⁹⁶⁾

王子製紙：「ユニオン・ショップ闘争の本義について」王子闘争記録編集委員会〔編〕『団結がんばろう』(1959)⁹⁷⁾

94) 沼田『著作集』第10巻〔著者解題〕407頁。なお沼田は『著作集』第4巻〔著者解題〕308頁でも、同旨のことをのべている。

95) 同前所(沼田『著作集』第10巻〔著者解題〕407頁)。

96) このほかに、沼田は日鋼室蘭争議について、「日鋼室蘭争議についての二、三の所感」労働法律旬報183号(1954)を発表している。

97) 同稿には、同争議に際して主要な争点となった、会社側からの労働協約改訂中のユニオン・ショップ条項削除であったことから、沼田が苫小牧から東京に帰る(11月22日)に際し、同争議団に託した「質問」に対する回答(2月到着)が引用されている(70頁)。それ(生産部門労働者575名)によれば、「労働条件を守るための闘い」(3)65%、「組合の存在を守るための闘い」(4)60%、「団結承認のため」(2)・「首切り防止のため」各52%、「将来の第二組合発生防止のため」(6)35%、そして「青

三井三池：「脱落の自由」ということについて」労働法律旬報374号（1960）ただし沼田は自らを「あまり調査マン的でない」としている⁹⁸⁾。つまり自分は得意ではないといたかったのであろうか。そうではなく、沼田には、労使関係の実態を知ることそれ自体がはたして法の真理性ないし正しい法解釈に連なるものなのかとの思いがあったのではなかろうか。「直観的に事態の真実をとらえ的確に判断できないようでは、流れゆくものに対して生きたイデオロギー批判、法律家としての法理論的な批判もできない」⁹⁹⁾と説明していた。すなわち沼田にとって、実態調査は他者への「説得ないし自己の納得の意味をもっていった」¹⁰⁰⁾ということなのであろう。

2 就業規則に見る労働者の規範意識の探究

1950年代沼田は、労働組合の運営や労働争議などの集団的労使関係法分野のみならず、個別労使関係法分野に関する法社会学的な検討も行っていた。すなわち、沼田は1957（昭和32）年2月刊行の法学志林54巻3号に単独で、併せ3つの論稿を発表していた。それらはまず、「就業規則の妥当を支える力と規範意識」1-27頁である。同稿は労働基準に関わる社会規範の拘束力の規範的

組の職場追放のため」23%というものであった。これを受けて沼田は、自ら維持してきた団結＝組合こそが労働条件を支える基盤であり、その基盤の危機を切り抜けるために闘ったと意識していると理解している（71頁）。また争議団の主婦たち（社宅街の住人）に対し、争議終了後、「青帽の従業員」——争議中に争議団から脱落していった者——やその主婦を「冷たい眼」で見ることについても、質問票が引用されている（74-76頁）。

98) そのほかに、沼田が関与した労使関係の実態調査としては、沼田〔編〕『合同労組の研究—その実態と法理—』（労働法学研究所・1963）がある。同書は1950年代後半以降60年代初めにかけて盛り上がった中小企業に働く労働者らを対象とした、企業や業種の違いを超えた地域的組合の組織化運動を背景に1960（昭和35）、61（同36）の両年に20人を超える労働法研究者が参加し、日本全国を対象に実施された聞き取り・資料収集をもとにした報告書であった。

99) 沼田・前掲『団結の研究』210頁。

100) 同前書211頁。

根拠を採るものである。つぎに「勤務及び年次有給休暇に関する諸規定についての労働者の規範意識」41-67頁¹⁰¹⁾は、欠勤・遅刻・早退・私用外出および年次有給休暇に関する就業規則規定に関する労働者の規範意識に関する調査結果を分析したものであった。そして第3稿が「就業規則法制に関する批判的構成」88-118頁である。これらはいずれも後年、一部加筆(補筆)されて『就業規則論』(東洋経済新報社・1964)第一部「就業規則に関する若干の法社会学の考察」として収録された(以下、引用は同書による)。

上記第1稿(『就業規則論』第一章)は続く第二稿に関わる総論部分に相当するものである。そのなかで沼田はまず、労資の「力関係」——ここでは「資本—生産手段を所有する者〔=資本家〕の経済的社会的力量と商品=労働力を所有する者〔=労働者〕の経済的社会的力量」(5頁)が拮抗する——が賃金や労働時間などの労働条件を規制する社会規範の実行を支え、経営組織が規模を拡大し、生産過程の機械化が進むにしたがい、労働条件の「客観化・恒常化・規格化」によって、使用者の恣意から独立した秩序を支える(6-7頁)と捉えている。そして資本制社会における労働者が使用者のもとで働く諸条件が規範として労働者を拘束する論理的理由は「合意=契約」に求められるが、労働者個々人の契約意思は「生活によってしいられた意思」^(ママ)であり、団結の意思を通した意思を通したものこそ、「ほんとうの合意を根拠とするもの」と意識するとする(10-11頁)¹⁰²⁾。沼田は組合組織率が40%前後であった1950年代後半当時、「労働者が関心をもつ事ならについては……団結意思を通す合意なしには拘束力をもった決定はなされるべきでない」との意識が高まっている(11頁)と主張している。それは戦前(工場法施行令第27条の4)・戦時(勤労新体制確立要綱〔昭15・11・8閣議決定〕)・戦後(労基法制定)をへて、労働条件の

101) 同稿は沼田・後掲『就業規則論』に収録されるに際し、^{タイトル}表題を「経営規範に関する労働者の規範意識の性格」に変更された。

102) このような理解が同前書第二部冒頭の「就業規則の法的性質」の基礎をなすものであった。同前稿7頁は、労働条件基準に関する労使の意識を分析することは、社会規範としての実効性を支える事実上の基礎を明らかにするためにも重要だとしている。

集团的決定への道筋を想定して基礎づけられるとの認識に基づくものであった(12-24頁)¹⁰³⁾。しかし、それは客観的な事実認識というよりは、今回も多分に、沼田自身の願望を表明したものであったのではなからうか。

つぎに第2稿(=同前書第二章)は労働者の規範意識の検討を課題とする。それは既述のように、就業規則の妥当の仕方を捉える手掛かりとして欠勤・遅刻・早退・私用外出および年次有給休暇に関する就業規則規定に関する労働者らの受け止め方をさぐることを通じて、従業員意識を知ろうと試みている。沼田は年休について、労働者の関心が高いはずだが、労基法の規定通りには実施(利用)されていないことに「経営内諸規範を支える社会力の性格や構造」が暗示されている(30頁)とのべている。同稿は、(旧)文部省科研費の援助を受けた実態調査の結果を分析したものである¹⁰⁴⁾。まず一「経営規範の性格」については、「欠勤等の就業規則手続はなぜ守らねばならないか」との質問への回答から、わが国の労働者は就業規則を契約事項ではなく、会社の秩序・規則として理解していることが理解できるとして、法理構成に際しても、就業規則が社会規範として妥当していることを基礎としなければならないとのべている。つぎに「就業規則の規範的根拠」としては、集団としての「従業員の意思の参加によってのみその拘束力が承認されるべきだ」との意識が台頭していると注目している。三「勤務規定と労働者の権利意識」は、勤務時間中の私用外出が許可や届出の手続を履踐されるならば、当然に可能と理解する者が多い。以上から、沼田は、労働者は団結によって使用者と対抗するときのみ、規範的意識が高まると結論づけている。そして四では、年休権不行使・未消化が多

103) 同稿の後半(12頁以下)では、戦前・戦中・戦後の各時代、労働者の意思が就業規則のなかに、どのように投影されたのか、論じている。

104) 就業規則に係わる調査では、青木宗也のほか、同じく法政大学法学部の教員である舟橋尚道(1925~1998)の参加をえて、やはり同大学労働法研究会の学生らの協力をえながら実施された(同前稿30頁)。ただし今回の場合、具体的な調査方法の記述はない。対象は、横河電機(〔東京都〕142名、うち女性17名)、三井砂川炭鉱(〔北海道〕鉱員87名)、常磐炭鉱(〔福島県〕鉱員195名)、山梨中央銀行(〔山梨県〕男性36名、女性27名)である。

いことについて、沼田はそれが労働者の法（労基法）により承認された権利であることから、労働者が年休を取得することは「労働者の道義に基づく義務であり、まして組織労働者の義務」（53頁）であるがゆえに、これらに違反することだとのべている。しかしながら思うに、その適否・妥当性はともかく、ほかの者であれば、同じ質問結果であったとしても、沼田とは異なる分析・評価もありえたのではなかろうか。

そして第3稿（＝同前書第三章）は『就業規則論』第一部をなす「法社会学的考察」というよりは、第二部第一章の「法的性質論」の前提として位置付けられるべきものであろう。沼田は労基法（93条）が「社会規範としての就業規則を経営の法として認める」（70頁）との理解に立ち、労働法は労使間の労働条件の「事実上の対等決定」の実現という観点に立つと解したとき、団結が存在しないときや未熟な場合、労働者の労働条件の劣悪化をいかに防止し、さらには向上させることができるのかとの観点から、問題への接近を図ろうとしている（75-78頁）。労働条件の使用urerとの交渉に基づく決定や労基法の実効性確保＝監視のための従業員代表制度を導入することは、労働者の自主的団結＝組合結成を妨げたり、歪曲させたりする可能性があるとして否定ないし消極的である（77-79頁）¹⁰⁵⁾。こうして沼田は（A）労基法89条が常時10名以上の労働者を使用する使用者に就業規則の作成・届出・周知を義務付けることにより、①労働者に労働条件と法＝権利への関心を喚起し、それにより基準の「向上に努める」（労基法1条2項）動きの生成が期待でき、②監督行政の便宜の確保（同法92条2項）、③法定最低基準の実現に資する。（B）労働条件の最低基準効力——沼田はドイツ労働協約法理についていわれた「不可変的効力」をよんでい

105) 沼田がそのように理解する背後には、当時日本の組合員が「団結忠誠の意識が低く、企業忠誠心にあつい」（79頁）という一般組合員の意識調査（沼田・前掲『団結の研究』）に基づく理解があろう。これを「身分的労使関係とそれによつて生ずる企業内的前期的意識」と捉える（同前所）発想は、一人沼田のみならず、さらにいえば戦前の講座派マルクス主義の影響を色濃く受けていた戦後日本の社会科学のなかで広く共有されていたものであろう。しかし今日私たちは、そのような発想それ自体が適切なものであったのか再検討されるべき時代のなかに生きている。

る——の定立による生存権保障を志向している。(C) 労基法の実効性確保と労働保護の実現を期待した(82-86頁)とまとめている。

以上のように沼田は就業規則について、労働組合が使用者との集団的な取引＝団体交渉と労働協約により労働条件規制の実現に向けた「過渡的立法としては一応合理的根拠をもっていた」と捉えていた(87頁)¹⁰⁶⁾。

四 団結権論に関する思索——『団結権思想の研究』(1971)と『労働争議法の特殊問題』(1965)両書への収録論稿に見る

沼田は先にみたように、1950年代労働組合員の意識調査などの法社会学への関心を示す論稿を発表した。それは同人にとって、自ら構築した理論を確認するための場でもあった¹⁰⁷⁾。沼田は晩年、自らの労働法学について、その「基礎として団結権……をすえ、団結権が労働者のモラルによる自治の形成つまり労働組合の自主的団結への実践によって確立されるとともに、斯かる実践の権利でもあるとする観点から法理を構築すること」にあると説明していた¹⁰⁸⁾。沼田はそのような作業が講和条約発効による独立の回復以降の「昭和二〇年代末葉から三〇年代を通じて」組合の主体的力量を強化し交渉力、争議力を高める必要からも、「団結活動の法理をして組合の法形成的実践と相互規定的に機能することによってその真理性を明らかならしめるためにも」、必要であったと続けている¹⁰⁹⁾。

106) ただし書籍化(=前掲『就業規則論』)に際し、沼田は「組合の機能・正確・交渉力の実態」から、そのような構想に疑問を感じるようになったと追記している(95-97頁)。

107) 当時の労働法学の関心は、労働運動のなかに、いかにして、それを支えるべき規範意識を定着させるか、どのようにして、団結権の思想を定着させるのか、団体行動の正当性意識を醸成させるのかということであったとされる(菊池高志「[戦後第四期] 労使関係の転換と労働法学」前掲・沼田還暦記念上『現代法と労働法学の課題』728-729頁)。沼田の場合、そのような思いは誰よりも強かったと思われる。しかし換言すれば、戦後日本の労働運動のなかに、そのような規範意識も権利意識も不十分であったということの意味しよう。

108) 『沼田著作集』第3巻〔著者解題〕378頁。

1 『団結権思想の研究』(1971) 収録論文

1971(昭和46)年に新たな書下ろし論稿(第3章)を含む論文集として、『団結権思想の研究』(勁草書房)が刊行された。同書では、第三章をのぞく二つの章に、1952(昭和27)年から68(昭和43)年までに執筆(・発表)された10本の論文が収録されている。その過半を占める7本が、本稿の考察対象時期である1950年代から60年代初めにかけて書かれたものであった¹¹⁰⁾。ここでは「いまや団結と団結権の思想そのものが、変化のきざしをみせている」(同前書「はしがき」5頁)という70年代初頭ではなく、50年代に発表された沼田の論稿について言及しておきたい。まず、これらがどのように配置されているのか、同前書の目次を引用する¹¹¹⁾。

第一章 団結権の性格と主体

第二節「日本国憲法における労働者像について」山之内一郎追悼論文集『今日の法と法学』(勁草書房・1959)

第二章 生ける法と団結権の法理

第一節 団結の倫理と権利

一「**団結する権利の基礎**」野村平爾還暦記念『団結活動の法理』(日本評論社・1962)

二「**組合自主法と団結権**」石田文次郎還暦記念『私法学の諸問題』(二)(有斐閣・1955)

109) 同前所。沼田労働法学の中核に位置付けるべき「団結思想」そのものを検討対象としているのが、岩佐・前掲論文(「沼田法学の思想」)である。同稿から教示を受けたことは多いことを付記したい。

110) それらのうち、5本が沼田にとって先学の記念・献呈論文集に掲載されたものであったことから、沼田はほかのものも併せて「『捧げたる論文集』として『労働基本権の研究』』として刊行することを考えたこともあった(前掲『団結権思想の研究』「はしがき」6頁)とのべている。

111) 太字で示した各論稿は、それぞれ後年、沼田『著作集』第3巻団結権論(1976)に収録されている。

四「団結する権利の保障——在籍専従制の検討」菊池勇夫還暦記念『労働法と経済法の理論』（有斐閣・1960）

第二節 不当労働行為制度と団結自治

一「不当労働行為と団結権との関係」末川博還暦記念『労働法経済法の諸問題』（有斐閣・1953）

二「組合幹部犠牲論の反省」労働法〔学会誌〕10号（1956）

四「不当労働行為制度」労働法16号（学会創立十周年記念）（1960）

まず「団結権の性格と主体」と題された第一章第二節として収録された「**日本国憲法における労働者**」は、労働基本権を保障する憲法28条がその権利主体としている「勤労者」とはいったい誰のことを指すのかという課題を扱っている。晦渋かつ冗長にも感じる同稿「はしがき」ないし一・二を経て、表題に示されたテーマは三「憲法における労働者像と団結権の法理」で論じられている。同条が“workers”に対応する文言として労組法のそれとは異なる「勤労者」を選択したことについて、戦前・戦時期の「家父長性的事業一家と天皇制国家とに全身的に従属する勤労者」（53頁）という趣旨¹¹²⁾ではないとする。それは「戦前は労働者といえば筋肉労働者のこととせられ、精神労働者、ホワイト・カラー、サラリーマンといった層は労働者ではない者だと意識せられていた」（66頁）ことに関係しているとする。さらに沼田は、そこには「もっと積極的な契機が含まれて」いるとして、つぎのようにいう（67頁）。

「不生産的な人間や戦争責任者とか戦争を謳歌し、それに便乗して利益を得ていた人間によって働かされ搾取せられていた人民こそ、団結の力によって民主国家の国民として自己を解放する必要があるのであり、かかる人民をよぶにふさわしい言葉がまさに『勤労者』であった」。

112) 欧州における1939年9月1日のドイツ軍のポーランド侵攻開始による第二次世界大戦勃発の翌年、わが国では11月8日に戦時期の統制経済・国民総動員体制を本格化させる「勤労新体制確立要綱」が閣議決定された。その冒頭で「勤労精神の確立」として、「勤労は皇国民の奉仕活動として其の国家性、人格性、生産性を一体的に高度に具現すべきものとす」と謳っていた。そして、これにいち早く敏感に反応したのが、後藤清（1902～1991）であった。詳しくは、前掲拙著242～243頁を参照。

このように沼田は「法的に必ずしも整理されて」いなかった(同前所)けれども、勤労者とは『働いて食う人民』をさすと理解している¹¹³⁾。そして沼田は団結権と抵触すべき消極的団結権やユニオン・ショップについて、同項後半(70頁以下)でふれたあと、四「労働基本権剥奪立法の違憲性」を論じている¹¹⁴⁾。

つぎに第二章¹¹⁵⁾の第一節「団結の倫理と権利」における三¹¹⁶⁾をのぞく三つの論稿を取り上げる。まず「**団結する権利の基礎**」(1962)は、労働組合の統制権の法的根拠・構成に関する団結権説の基礎を示すものである。その冒頭で、沼田は労働組合が「自主的労働者団結たるかぎり、闘争団体Kampforgaisionたる性格を失わない。かかる団結には統制と強制とはさげがたい現象であろう」(89頁)とのべている。では、その法的根拠は何に求められるのか¹¹⁷⁾。沼田は「団

113) 近時、「勤労者」(憲法28条)と「労働者」(労組法3条)という二つの文言・概念をいかに理解すべきなのか、学説のなかで議論がなされている(詳しくは、深谷信夫「なぜ『勤労者』なのか・覚書」労働法律旬報1999=2000号109-120頁を参照)。同稿に触発されて発表した、拙稿「『勤労者』(憲法28条)『労働者』(労組法)理解についての管見——沼田稲次郎の場合」労働法律旬報2028号(2023)4-5頁は、沼田がどのように理解していたのか検討を試みた。

114) 沼田は公務員法や公労法の労働者像を「企業体の必要に隷属し、その秩序に拘束される者として第一義的にとらえられ、自主的階級的行動は企業の承認する範囲においてのみ許されるべきものとさせられる」「個別企業における従業員の映像」であるとのべている(前掲「憲法における労働者像」84頁)。

115) そこにいう「生ける法」とは、戦前以来末弘や川島武宜らにより紹介されていたエールリッヒEugen Ehrlich(1862~1922)のそれをさすのであろう。

116) 三として収録されたのは、「団結権の保障と組織慣行——西欧的トレード・ユニオンズムと憲法28条」峯村光郎還暦記念『法哲学と社会法の理論』(有斐閣・1971)105-122頁である。

117) 労働組合の内部運営、とくに統制権の根拠と行使に関する議論の歴史的推移と内容については、前田政宏「組合内部統制の法理」労働法文献研究会『文献研究労働法学』(総合労働研究所・1978)122-137頁および島田陽一「統制権論」初井常喜[編]『戦後労働法学説史』(労働旬報社・1996)144-211頁を参照。なお前田・同前稿124頁によれば、統制権に関する議論が本格化するのは、1963(昭和38)年以降であったという。

結体の統制の正当性は、個人の団結の自由からよりは、かえって、労働者の団結の必然性に根をおろした団結の当為からみちびかれると考えるべきである」(100頁)とする。そして憲法28条が勤労者ないし労働者に対して団結する権利等を保障しているが、それは憲法が「団結するということが労働者の階級的モラルの要請するところであり、団結しないでいること自体が、なかま^{〔ママ〕}に対して反価値的な態度であるとする規範的基調を法認するものであると解すべきである」(105頁)という。したがって組織強制や内部統制の限界も、個人の団結しない自由や労働の自由という観点から導き出されるのではなく、むしろ「団結する権利に内在する規定性すなわち労働者集団の価値体系ないし規範に照して吟味せらるべき問題だ」(同前所)とする¹¹⁸⁾。これが当時の学説の多くから共感が寄せられた労働組合の団体性重視の考え方の原型であったといえよう。そして今日では、そのまま維持することに躊躇し、さらには「個人の自由」という観点から再検討の対象となっているのは、周知のことであろう。

発表時期は前後するが、同様の課題について、組合規約を中心に形成せられる「社会的自主法」の妥当性について検討するのが「組合自主法と団結権」(1955年)である。そこでは、組合員への拘束力の正当性の根拠は「一応組合加入意思(抽象的な契約意思)に求められるとしても、それは同時に、生活の連帯性という客観的事実そのものから要請せられている根本的規範に求められていた」(113頁)との見解を表明している。沼田は、組合自主法の実体化としての組織強制について、(1)労働市場に対する統制力——クローズド・ショップやユニオン・ショップ制の獲得・実現——と(2)階級的規範意識であるとする(115-116頁)。ただし沼田はこのように主張しながらも、つぎのような戦後の特殊事情について言及している¹¹⁹⁾。すなわち、わが国では、敗戦による戦勝国の意思にしたがい、政府が労働組合の結成について「育成者のごとき現象」を呈し、使用者も組合結成を妨害することなく、組合(員)側では「階級的組

118) 島田・同前論文147-152頁は、沼田の統制権論を説明している。

119) このような認識・理解は、すでに沼田・前掲『団結権擁護論』や同『団結の研究』の中でも、指摘されていた。

織としてよりは企業内の従業員組織として意識せられていた」(118-119頁)。それゆえに組合員一般や単位組合の指導者らは「階級的連帯意識の低調さ」を示していた(120頁)。それでも沼田は、つぎのようにのべて労働者の規範意識に期待を寄せていた(121頁)。

「わが国の場合における規範意識は、階級的自覚の高いものとはいえないのであるが、しかし彼等の生活要求はあくまで階級的なものであり、その実現のための団結活動である限り、それを規律する組合自主法が国家の法規と矛盾することの起るは当然であり、生活要求が深刻なものであれば、法規の不当性を意識することは深く、自主法に対する忠誠も高まるのは当然である」。

そして「**団結する権利の保障**」(1960)は副題がいうように、戦後その具体的な制度として、わが国で定着している在籍専従制の法的意義を論じている。沼田は在籍専従制度が日本の労働組合の労働市場統制力が弱く、組合財政が貧弱である一方、会社の人事や総務部の役割を代行すると側面がある——組合事務の大部分は、会社従業員の事務と重なる——とする。しかし、そうであっても「労働力の統制体として個人の自由を制限する機能を営む」(162頁) 団結権の承認は、使用者にその具体化としての在籍専従制を承認すべき「受忍の義務」を負っていると構成している¹²⁰⁾。

第二節は団結権保障を担保すべき役割をはたす不当労働行為制度——四として収録された「**不当労働行為制度**」稿が冒頭指摘する(240頁)ように、「不当労働行為」という文言は、法律上労組法7条の『見出し』に使用されているだけである——について、言及する。

第二章第二節の一篇「**不当労働行為と団結権との関係**」(1953)は改正(現行)労組法がアメリカ法(ワグナー法〔1935年〕)上のunfair labor practice制度¹²¹⁾

120) のちに学説上広く支持を集め、当初の下級裁判所もその理解を採用しながらも、最終的には最高裁により否定された——国鉄札幌運転区事件〔最3小判昭54・10・30民集33巻6号647頁〕参照——「受忍義務」論は、沼田のここでの議論に起源を發するものなのであろうか。

121) アメリカの不当労働行為については、本多淳亮『米国不当労働行為制度』(有斐閣・

をモデルに、同国ではすでにタフト＝ハートレー法(1947)——使用者のみならず、労働側のunfair labor practiceをも規定する新たな条項が設けられた——の時代に「不当労働行為」制度として導入されたことを確認する。沼田は、同制度について「州際通商interstate commerce」への妨害行為と捉えるアメリカ法に対し、大陸法、とくにドイツ法の影響が強く、団結権とともに団交権をはじめとする団体行動権が憲法上の基本権として保障される日本法では、自ずとその内容、とくに規範的命題が異なることを確認している¹²²⁾。つぎに二稿「組合幹部犠牲論の反省」(1956)で沼田は、公労法17条などの争議行為制限規定に違反するストライキ等が組合規約上の団結意思決定手続を踏まえてなされたとき、違法争議行為だとして組合幹部を懲戒解雇することが不当労働行為に該当するかを問うている。当時は、公労法上の「逆締付条項」(同法4条3項)により組合幹部の解雇や、そのような者が役職についていることを理由とする団交拒否など、数年後にはILO提訴——組合運営への干渉を理由とする団結権侵害(結社の自由に関する87号条約違反)を理由とする——に発展する官公労の労働基本権問題が議論され始めた時期であった。沼田は不当労働行為制度が「使用者が経済的優位に便乗して組合の自治に介入するような状態を排除することによって労使対等の交渉を可能ならしめることを目的とした」(207頁)とする。それゆえに沼田は組合幹部の「違法」争議の責任を問う解雇は「組合の自主的意思一般の『責任』を不当な方法によって追及」するものであるが故に、支配介入(労組法7条3号)に該当すると主張している。

そして労働法学会誌16号(学会創立10周年記念号〔1956〕)に掲載された同節の四稿「不当労働行為制度」は、制度を包括的にその意義を検討するものである。ここでは、労働法学会創立とほぼ同じ時間が経過した現行制度施行(1949〔昭和24〕年6月)10年を論じるにとどまらず、「不当労働行為成立以前」として、第一次世界大戦(1914-18年)後、日本における労働運動の昂揚を背景

1953)を始め、わが国では多くの研究書が公刊されている。

122) 沼田・前掲「不当労働行為制度」240頁はその冒頭、『不公正労働慣行』とでも訳すべきunfair labor practiceが『不当労働行為』という表現をとったところに、「日本的な団結権意識」が示されているとする。

とした、大正年代から昭和初期にかけての複数の労組法案や可罰主義をとっていた旧法についても言及している。すなわち、ここに見られるのは、沼田の、従来からの議論の特徴である立法を含む実定労働法の展開・変遷に関する歴史重視の姿勢という側面である。このような沼田の労働法史研究重視の姿勢は既述のように、旧労組法の体系書である『日本労働法論』上巻（日本科学社・1948）以来、変わらず、これ以降も現われる沼田の学究態度における重要な特徴であるように思われる¹²³⁾。

2 『労働争議法の特殊問題』（1965）収録論文

『団結権思想の研究』（1971）に先立ち、その5年ほど前に沼田は『労働争議法の特殊問題』という論文集を刊行している¹²⁴⁾。ただし同書はそのタイトルから思い浮かべる、労働争議法に関する解釈論的課題をとりあつかうものではなかった。同書は内容的にやはり『団結権思想の研究』と同じく、団結権、とくに争議時に表面化する課題について論じるものであった。日本では、講和条約締結・発効（1952〔昭和27〕年）から高度経済成長が始まる直前にあたる1950年代後半、その後戦後史にその名を残すものを含め、多くの労使紛争・労働争議が見られた。そこでは職業ないし産業別に組織化されたのではなく、工職を問わない正社員をもって構成された企業内従業員組合という組織形態のもと、各組合員が抱く労働者よりは従業員意識（「わが社」「うちの会社」）の高さ＝組合員相互の連帯感の脆弱性や、組合の労働力統制の不十分さを背景に、争議が長期化するなかで「会社あつての社員であり、組合だ」「会社がなくな

123) 沼田最晩年の著書である前掲『労働法入門』（1980）の「はしがき」のなかで、沼田は、還暦と呼ばれる年齢に近づいたことから、自身も「入門書」を書くべき年齢となったことを自覚し、それをもって「一先ず労働法学〔実定法解釈論ということか—引用者〕からはなれて、日本労働法史にとりかかろうかと思っていた」とのべていた（ただし沼田が勤務する東京都立大学学長に就いたことから、学校行政に忙殺され、結局そのような計画は頓挫した）。

124) 沼田は後年、沼田『著作集』第3巻・団結権論（1976）〔著者解題〕377頁で、内容的には「特殊問題」とするよりは、「基本問題」とすべきであったとしている。

れば、元も子もない」との思いの強さから、争議組合から多数の組合員が脱落し、その後新たな組合＝「第二組合」が結成され、就労再開を求める第二組合員と争議継続を志向する第一組合員とがピケ・ラインを挟んで衝突し、警察の介入を招いたり、第二組合が多数派となり、やがて争議が敗北に終わるという経過をたどることが多く見られた¹²⁵⁾。同書に収録された諸論稿は、そのような現実を前にして、沼田がいかにしたら、労働者の権利の基盤となるべき団結権の構築に役立つ労働法理論を形成することが可能なのか、その苦悩と思考のあとを示すものであった。同書は書下ろしの序説（「争議法の焦点と本書の課題意識」）と主に既発表論文を集めた全三章からなる。先に言及した『団結権思想の研究』（1971）と同じく、それらのうちの第三章をのぞく、第一、第二両章を構成する諸論稿は、1950年代末から1960年代初頭にかけて、発表されたものであったことから、ここで取り上げることにした¹²⁶⁾。その目次構成を示そう¹²⁷⁾。

125) 沼田も、このことについて『労働争議法』の「はしがき——生残二十年の所懐」2頁で言及している。なお花見忠『労働争議：労使関係に見る日本的風土』（日経新書・1973）は労働法学徒として、「労働争議という現象を通じて、わが国の労働運動ないし労使関係を〔比較〕文化論的に見」た（「はしがき」3頁）ものである。同書は改訂されて版が改められた（講談社学術文庫・1982）。ただし「日本的」といわれる、わが国労使関係に対する、著者の冷徹かつ時には冷笑的な観察眼は旧版の方がすぐれているように思われる。

126) 同書「はしがき」の冒頭で、沼田は広島市に投下された原子爆弾の犠牲となった嫂を思い、「八月六日印刷、八月十五日出版という運びで〔出版社から〕出してもらった」と記している。

127) 各章に収録された論稿について、著者自ら「序説」の記述によりガイダンスを行なっていて、読者にとって有用である。太字で示したものは、同前・沼田『著作集』第3巻に収録されている。なお本稿での検討を省く、第三章「労働争議における連体的活動」として収録されているのは、参考までに、つぎのようなものである。

第一「ストライキの“支援オルグ”派遣について」季刊労働法55号（1965）

第二「産業別統一闘争の提起する法律問題——団体交渉・協約と争議行為」同前50号（1963）

第三「抗議ストについて——労働災害に関する抗議ストおよび保安ストについて」（1965・書下ろしか？）

第一章 団結承認と争議行為

第一「**団結承認のための闘争について**」民商法雑誌39巻4・5・6合併号・私法学論集(下)(1959)

第二「**官公労における権利闘争の断面——時間内職場集会と団体交渉、国労、全通の闘争をめぐって**」季刊労働法29号(1958)

第二章 ストライキと団結の統制権

第一「**第二組合をめぐる法律問題——ストライキ中の分裂を契機とする場合**」季刊労働法36号(1960)

第二「**組合の違法行為指令の拘束力について——大日本鉱業事件にふれて**」(原題「違法行為指令拒否と組合の統制権」)季刊労働法39号(1961)

沼田の課題意識は、「序章—争議法の焦点と本書の問題意識」冒頭に示されている。それは、つぎのようなものである(2頁)。

「ストライキといっても、労働組合を結成する目的でなされる場合もあり、組合の団結を使用者に承認させるために行われることもある。必ずしも経済的要求貫徹の手段ないしは取引きの手段としてのみ行われるわけではない。だが、目的論的に追^(ママ)及してゆくと、労働者がより高価に労働力を売るために団体交渉をなすために団結するということになることは否定できない。……/このような一連の集団的行動が正当ないし自由だとされる規範的論理を追及すれば、根源的なものとして団結の自由が基礎になる」。

ここでは、おそらく争議行為を団体交渉に従属させ、これを補完するものと理解することへの批判が含意されているのであろう。さて**第一章第一**の「団結承認のための闘争」は、本書全体で論じられている課題を紹介し、1950年代後半、日本の労働法学が直面していた、労使関係のなかで論じられた諸課題を示している。それは当時オートメーション化の先端を走っていた王子製紙の争議であったり、1957(昭和32)年秋の国鉄労組の藤林あっせん案受諾、日教組の勤評反対闘争とこれに対する刑事弾圧、翌年の全通への刑事弾圧のなかでの職場闘争という形で出現し、またそれに対する当局の団結否認となって現われたり、あるいは争議中に集団的に脱落する者たちに、いかに対抗するか課題が突き付けられていた。同章**第二**に収録された論稿が1948(昭和23)年の政令

201号、その後の国家・地方公務員法により「争議行為の禁ぜられている状態の下で自主的交渉をやるために案出された」遵法闘争である「休暇戦術」や就業時間中の職場大会であった。これらは、ILO闘争とよばれる同87号条約違反に対する抗議闘争として取られた具体的争議戦術であった。

つぎに第二章では、先に言及した、日本の企業別組合という組織形態のもとの争議のなかで現われた問題を扱っている。一つは、ストライキのなかで出現する集団脱退と、その後の第二組合の結成という問題である。もう一つが争議過程のなかで組合の組合員への指令を組合員個人がこれを違法と判断して従わなかったことを法的にいか理解し、対応しなければならないかを扱ったものである。

第一稿はいわゆる60年安保闘争と同時期に、福岡県大牟田で勃発した「三池の炭鉱の大ストライキにおいても、ついに第二組合が作られたということは可成り衝撃的な事件であった」(94頁)という文章から始まっている¹²⁸⁾。戦後わが国50年代の「長期ストにはスト中あるいはスト後に分裂と第二組合の結成をみるのが常であったし、……やがて第一組合を凌駕するにいたるのも通例であった」(95頁)。労働者が自らの利益を守るために、「一定の団体の統制に服する義務」を負うという約束に拘束されることにより、それが逆に利益になるとの「労働者の連帯性の自覚により団結は生れる」(101頁)と主張する沼田にとっては、あってはならないことであろう。同稿では、①ストライキ中の分裂策動(裏切り)防止活動(110-112頁)、②ストライキ組合から集団脱退=事実上の分裂とその後の第二組合の結成後の労働委員会の救済命令のあり方(112-115頁)、③労働協約中、第二組合との団交排除を意図した唯一交渉団体約款、ユニオン・ショップ協定(115-126頁)、そして④ピケッティングの限界(126-128頁)という副題に示された課題について、自説を明らかにしている。

128) 同争議については、清水慎三「三井三池争議」藤田若雄・塩田庄兵衛〔編〕『戦後日本の労働争議』〔再版〕(御茶の水書房・1977)479-584頁および平井陽一「三池争議—戦後労働運動の分水嶺」(ミネルヴァ書房・2000)を参照。同争議が戦後の労使関係の展開のなかで、どのように位置づけられるべきかは、平井・同前書の副題が如述に語っている。

第二稿は「組合の違法行為指令の拘束力」を論じたものである。同稿は、副題に示されているように大日本鉱業発盛労組事件（秋田地判昭35・9・29労民集11巻5号1081頁）を素材とするものであった。会社側の・部分ストに対する締め出し措置をとまうロックアウトに対抗して、組合が組合大会で「強制就労」を決議し、実行した際に、これに従わなかった組合員への除名処分の適否が問われた。裁判所は「指令或は指令に基づく行動が客観的に違法であれば〔組合員に〕それに服従する義務を認めるわけにはゆか」ず、組合は「かかる違法の行動に従うことを組合員に強制することはできない」とし、争議終了後、当該組合員への統制違反を理由とする除名処分を無効とした。学説のなかには「指令に従わなかった組合員は、自己の責任において行動したのであって、後に至り、組合指令が適法であったことが判明すれば、統制処分の対象となり、違法であったことが判明すれば、処分されない、というだけのことだ」として、同前事件に関する裁判例を支持する理解¹²⁹⁾もある。これに対し沼田は次のように論じている。すなわち、組合の統制において重要なのは、組合員が従わなかった指令や決議に法的拘束力があつたかどうかではなく、「組合仲間を裏切ったかどうか」であり、また組合員の多数がその者を組合から排除しようとすることが「労働者のモラルに照してまた連帯組織の存立維持の必要性からみて当然かどうか」である（141頁）。それゆえに統制処分は『仲間が団結して為そうとする行為が労働者のモラルに支えられている限り……同調すべきだ』（143頁）との命題により論じられなければならないとする¹³⁰⁾。

そのように解する前提には、「法認される団結の自治は個人の契約の自治ではなく、社会的人間たる労働者の行動法則ないしモラルの上での自治なのである」（132頁）という理解がある¹³¹⁾。すなわち組合自主法（組合規約とその運用）

129) たとえば、石川吉右衛門『労働組合法』（有斐閣・1978）106-107頁。

130) 沼田が組合の統制権について触れたのは、今回が初めてではない。その系譜は、島田陽一「統制権論」初井常喜〔編〕『戦後労働法学説史』（労働旬報社・1996）207頁・注）3に示されている。

131) このように沼田が「労働者のモラル」「団結のモラル」という文言を用い、高調するようになったのは、いつごろから、またどのような趣旨によるものであろうか。

は、国家法の規制から自由であることに法価値が承認されている(141頁)。沼田は、このことを憲法28条が承認し、由来すると解しているのであろう¹³²⁾。

五 労働保護法の解釈原理の提示

以上みてきたように、1950年代半ば以降、団結権を中心とした集団的労使関係法について積極的な発言をする一方、沼田は個別的労使関係法にかかわる主題についても、実定法解釈にかかわる研究成果を発表している。それは就業規則をめぐるものであった。

1 就業規則の法的性格理解——『就業規則論』(1964) 第二部

(1) 『就業規則論』(1964) の構成

沼田は就業規則について労働協約と並んで、国家法とは異なり、労使双方により形成される規範である社会自主法として位置付けていた。そのような就業規則に関する実定法解釈のあり方について論じたのが『就業規則論』(東洋経済新報社・1964)の第二部であった¹³³⁾。その目次構成は、以下の通りであ

このような文言は、本稿の前年に公開された後掲『労働法論』上巻のいわば総論部分をなす第一章乃至第三章で頻出している。それは規範意識(同前書125頁)としたり、労働者の連帯性を社会基盤とする(同前書138頁)とものべている。とくに同前書93-96頁では、【研究】三「労働者のモラルと労働法の解釈」として、実定労働法の解釈に際し、そのような「超法規的規範をもちこむ」ことは、解釈論と政策論を混同するものと理解されるかもしれないが、はたしてどうか(93頁)として、つぎのように論じている。すなわち労働者相互の関係に妥当する法の基調は、「労働者のモラルの否定ないしそれへの無関心ではなく、それを肯認するもの〔であり〕……法解釈論上も労働者のモラルにてらして法の規範的意味を解釈することが必要であろう」(94頁)。また労使関係の場面でも、それが法解釈の決定的基準ではなくとも、「重要なファクター」として「法の実質的な規範意味のうちに具体的な合理性」を追求しなければならない(95頁)としている。

132) 沼田・同前「組合の違法行為指令の拘束力」148頁。

133) 同書の出版年は本稿の考察対象時期を外れるが、同書を構成する諸論稿は1950年

る¹³⁴⁾。

第1章「就業規則の法的性質——その効力の法的根拠を中心に」←「就業規則の法的性格」労働法(学会誌)4号(1954)

第2章「職場秩序と懲戒解雇」←労働法律旬報205号(1955)

第3章「就業規則と懲戒をめぐる基本理論について再論——諸家の批判に答えて教示を乞うために」(書下ろし)¹³⁵⁾

第4章「会社の体面をけがす不名誉な行為について」←労働法律旬報307号(1958)

第5章「就業規則と臨時工」←東洋経済新報社〔編〕『臨時工をめぐる法律問題』(東洋経済新報社・1957)

発表時期は、先に法社会学的考察で見たものと同様に、掲載論稿の多くは、1950年代中頃ないし後半に発表されたものであった。これらのうち、第2章は、就業規則の具体的適用場面としての秩序違反事実に関する適用問題(経歴詐称と経営秩序違反)としての懲戒解雇——50年代半ば、論稿の冒頭(142頁)「最近とみに懲戒解雇事件がひとの目をひく」とのべている——について検討し、第4章は企業外行為——1957(昭和32)年7月、駐留米軍立川基地(東京都)拡張のための測量反対集会に参加した際、立入禁止区域侵入により刑事訴追されたことが新聞紙等で報道されたことにより「会社の体面」を毀損したとする懲戒解雇(日本鋼管事件〔仮処分〕)¹³⁶⁾——をあつかうものである。そして第

代後半に発表されたものであることから、ここで取り上げる。

134) 以下の論稿のうち、太字で示したものは後年、沼田『著作集』第7巻労働権保障法論(1976)にそれぞれ収録された。この点について、沼田は労働法体系のなかで就業規則をいかに位置づけるのか——労働条件の労使対等決定原理(労基法2条)にもかかわらず、使用者が一方的に作成・変更しうることや、対等な私人間関係において、なぜ使用者による懲戒処分が肯定される法的根拠は何か——という意識から同書に編入した(沼田・同前書〔著者改題/本巻の構成とその骨子について〕426頁)とのべていた。

135) 同稿は、批判学説に応えながら、自説の修正を図ったもので、末尾には、「(一九六四・七・一〇附記)」とある。

136) 一審(東京地判昭35・7・29労民集11巻4号783頁)、二審(東京高判昭39・3・

5章はその表題の通り、「労働者には急に退職してもらっては困る〔と〕同時にまた、やめろといったらいつでもやめてもらいたいという」(218頁)、使用者にとって好都合である一方、労働者にとっては生活上不安定極まりない臨時工について、とくに本工の処遇と対比させながら問題点を指摘するものである。すなわちここで取り上げるべきは、就業規則の法的性質論において一方の有力説として、戦後労働法学上大きな影響を及ぼした「保護法授権ないし〔労基法〕93条説」——その起源は、戦前の末弘巖太郎にまでさかのぼる——と呼ばれる理解を明らかにした¹³⁷⁾のが第1章であろう。

(2) 就業規則の法的性質に関する沼田の理解

わが国では1950年代、戦前に起源を發する就業規則に対する法的理解について、本格的な議論が開始された¹³⁸⁾。一方では、石井照久が就業規則を一種の法的規範と捉えることを、(1) 労基法89条以下の形式的表現に過度に依存し、多数当事者の労働関係の集成的・統一的処理に有用であるとの事実を重視したことは、「近代的労働関係の基本的な建前」に相応しくないとして、事実たる慣習説を唱えた。すなわち一般的な労使関係では、労働関係は労働者または組合が異議を表明しないかぎり、労働契約の内容は「就業規則による」との事実たる慣習が存在し、これを通じて就業規則が法的に各個の労働契約の内容となるとした¹³⁹⁾。以後、これをいかに評価するかをめぐる議論は展開したといわれる¹⁴⁰⁾。

このような契約説から批判を受け止め、「一貫した説明を試みた」¹⁴¹⁾と評さ

27労民集15巻2号174頁)ともに懲戒解雇無効とした。なお「日本鋼管事件」と表記される裁判例は、複数の事案に関するものがある。

137) 就業規則の法的性質論については、諏訪康雄「就業規則」労働法文献研究会『文献研究労働法学』(総合労働研究所・1978)82頁以下、中村和夫「就業規則」初井〔編〕前掲書755頁以下および野田進「文献研究(6)／就業規則」季刊労働法166号(1993)149頁以下を参照。

138) 諏訪・同前稿86-87頁。

139) 石井の就業規則論については、拙稿「石井照久の労働法学」獨協法学116号(2021)50-56頁を参照。

140) 諏訪・前掲稿87頁。

れたのが沼田であった。その主張の核心は労働協約とは異なり、労使双方または労働者の「法的確信」¹⁴²⁾に支えられていないがゆえに、社会的な規範であったとしても、法的な規範性はないとするものであった。

沼田は後年、就業規則をめぐる最大の争点となり、十件以上の最高裁の判断が示され、実務上最重要の課題となり、立法(労働契約法〔2008〕)により一応の決着をみた使用者による不利益変更問題や、正社員のみならず、臨時工へも同じ就業規則が適用されるべきや否やの問題についても対応している。しかしここで重視したいのは、その基本的な理解である。

戦後就業規則論における契約説の出発点と位置付けられる吾妻光俊『労働法の基本問題』(有斐閣・1948)134頁以下の「就業規則を法規とすることは、近代的な契約概念そのものとも矛盾する」との見解——就業規則は原則として、事実上労働条件の内容をなす基準にすぎない——について、つぎのように論評している(116-117頁)。少し長くなるが、引用する¹⁴³⁾

「個々の労働者はいつでも経営を去る自由をもつのであり、経営を去らないかぎり彼は使用者の定めた就業規則を内容とする労働契約を自由意思によって承認していると考えるのが近代的契約概念による理論構成なのである。しかるに、このような程度に空虚な抽象的契約意思を擬制することによって就業規則を法の世界にもたすことが、社会的事実という具体的なものを望ましい形で秩序づける所以でないということが反省され、社会的事実を直視して、そこに、抽象的契約意思一般ではなくて^{〔ママ〕}なんらか特殊的なものを見いだしうるとするところに『就業規則は規範である』という命題が生じてくるのである。そしてそこから議論が発出するのである。もと

141) 同前所。

142) これについては、沼田・同前書120-121頁(注1)で6点にわたって説明している。そのうちとくに、つぎの(IV)および(V)が重要であろう。すなわち法的確信は「社会の底」から生じる直接的規範意識である(IV)。またそれは基本的権利ないし正義という「基礎範疇或は理念」によって根拠付けられる(V)。

143) ただし沼田・前掲『就業規則論』116頁は、吾妻の所説について、『労働法の基本問題』ではなく、「労働協約と就業規則」法曹時報2巻10号(1950)を引用している。

もと、就業規則を社会規範としてとらえること自体がいわば古典的な近代的契約概念と背馳するのであり、また、市民ないし私人の間の秩序を契約以外の概念（社会規範というような法外のもの）でとらえて、その法定的性質を議論すること自体が近代的法的概念に背馳しているのである」。

このようにのべて、近代的な契約概念を（１）具体的な労使対等を前提とする集団的なそれとして考え、（２）そのような契約（労働協約・協定）をこそ自主法を定立するものと理解すれば、使用者が一方的に定立した就業規則を法と捉えることは近代的契約概念に反するとした。一方、就業規則を事実上の社会的規範であるとして、それが事実たる慣習（民法92条）として、法的には就業規則の内容が労働協約のそれとなるとの石井照久の理解について、沼田はつぎのように批判する（118頁）。

「労働協約の内容については『就業規則による』という事実たる慣習を認めるという理論はあらゆる附従契約についていいうところであって、これでは就業規則の各条項は労働協約の内容であるとするのが抽象的であるのと同様に抽象的である。かかる事実たる慣習による意思を認むること自体が自由なる意思を擬制するものである。……わたくしはしよせん民法の契約理論で解釈するかぎり抽象的なるを免れないと考えている」。

こうして沼田は社会規範として機能する「資本の事実的支配の秩序である経営規範」である就業規則については、「市民法的契約概念」によって捉えるのではなく、労働基準法における労働保護という立法目的（同法93条）によって、法的効力が肯定されるのだと説いている（119頁）¹⁴⁴⁾。

144) このように論じたあと、同前書122頁以下で、沼田は「就業規則法の諸問題」として、（１）就業規則が法的に有効に成立する要件に関連する問題として、①行政官庁（所轄労基署長）による変更命令（労基法92条2項）、②労基法の作成手続を履践しない場合の法的効力、③同一事業所内に、労働者の過半数を組織する組合のほか、少数の組合が併存する場合の意見聴取のあり方、④臨時工と就業規則との関係、⑤「常時十人」に満たない「労働者を使用する使用者」の就業規則の作成・届け出、（２）就業規則の変更、そして（３）契約理論と就業規則について法的に検討している。とくに最後者について、同前書138頁は「使用者の労働者に対する制裁規定が含まれるという点で、就業規則は契約というよりは規範であることを雄弁に物語っている」

2 労働保護法に関する体系的理解の提示——『労働法論』上(1960)第四章と第五章

1950年代、沼田が社会的自主法的一方である就業規則に関連した場合をのぞけば、労働保護法にかかわる解釈論の主題について論じることはほとんどなかった¹⁴⁵⁾。けれども1960(昭和35)年の春、沼田は労働法学の体系を表わすために『労働法論』上(法律文化社)を刊行した。同人にはすでに敗戦直後の1948(昭和23)年に、労働法の体系的な理解を世に問うた『日本労働法論』(日本科学社)があるが、同書では個別的労使関係法を扱うべき下巻が刊行されることはなかった¹⁴⁶⁾。これに対し今回の『労働法論』では上巻で、総論と労働保護法について論じている¹⁴⁷⁾。沼田はこの点について、『日本労働法論』の続巻(下)の刊行が出版社の倒産で挫折し、労働法に関する概説書である『労働法学綱要』(如水書房・1953)も第一分冊を発刊するや、刊行元が同じ状況となったことから、「縁起をかついたわけではないが、今度は労働保護法から書きおこす」ことにしたと説明している¹⁴⁸⁾。そして同書発刊の翌年、団体法分野を扱うべき下巻の「レジユメのようなつもり」で『労働法一講義要綱』(法律文化社・1961)——ただし概説書という性格から個別的労使関係法にも言及する部分が

としている。

- 145) その数少ないものの一つが沼田『著作集』第7巻209-230頁に収録されている「解雇の自由と権利濫用」である(初出・東洋経済新報社〔編〕『解雇をめぐる法律問題』〔東洋経済新報社・1954〕)。これは、いまだ裁判所により「解雇権濫用法理」も展開されていなかった当時のものである。
- 146) 沼田は『日本労働法論』中巻を刊行して間もなく、版元が倒産した結果、同書はゾッキ本として古本屋の店頭に並ぶという事態となったことから、続編執筆の意欲をなくして、下巻で論じるはずであった労働基準法を中心とした労働保護法論について、すでに「半ペラ」(200字原稿用紙)500枚ほど書き溜めていた原稿を破り捨てたと回想している(沼田『著作集』第1巻〔著者解題〕468頁)。
- 147) 同書「序文」3頁末で、1958(昭和33)年夏に「筆をおこし」、翌年の夏に上巻分だけを「書きあげた」と記している。
- 148) 沼田・前掲『民主主義法学』214頁。

含まれる——を出版したが、勤務する東京都立大学で留学の機会に巡り合ったことから、「氣勢が崩れ」、団体法を扱うべき『労働法論』下は結局、未刊行となったとしている¹⁴⁹⁾。しかし同書の上梓により個別的労使関係法に関する沼田の体系的理解が示され、それを知る機会をえたともいえる。本書では、蓼沼謙一「書評／ユニークな体系的理論の展開（書名引用省略）」法律時報33巻1号（1961）112-113頁も注目したように、沼田は説明や記述のあり方などで実験的なことを行なっている。すなわち「本文」は労働法の体系的理解について基本的な説明がなされている。それは「法学文献に親しんでいない人々も楽に読み進んでゆくことができる」平易な文章となっている¹⁵⁰⁾。同書ではそのあと、本文のそれよりも活字ポイントを落とした「講述」と「研究」が続いている。前者は、本文に関連した、詳しい説明をするものである。これに対し後者では、理論的な課題や新たな視点からのアプローチがなされている。この点について、沼田は「序文」で「いわば立体的に労働法理論を書いてみたい……。理論の筋道や必要な知識の説明あるいは方法的な反省が体系的な叙述の展開過程のなかで問題とむすびついてゆくのであって、はじめて本当に体系的かつ立体的に労働法理論を展開できるのではないか」（3頁）とその趣旨を説明している。「序文」をのぞく同書の目次構成は、つぎのようになっている。

序章

第一章 資本主義国家の法と労働者の権利

第二章 労働基本権の理論と労働者権の体系——日本労働法制の概観

149) 同前所。なお労働法の概説書（教科書）としての前掲『講義要綱』はのちに改訂され、『労働法要説』（1967）となった。同書「はしがき」によれば、その間の事情として、自身以外にこれを教科書として利用している者が複数いることがわかったことから、「より教科書ふうなものにすることを志した（同前書「はしがき」1頁）」という。同書は4年後、[改訂版]（1971）が刊行された。なお同書323-336頁には、くわしい「参考文献について」が付されている。沼田には、文献案内にとどまらず、日本労働法学の歴史と「実情」を読者に伝えようとの意図もあったのではなかろうか。

150) 蓼沼・前掲書評112頁。

第三章 労働基本権の制限

第四章 労働する権利の保障——一 就業保護と職業訓練

第五章 労働する権利の保障——二 労働憲章と労働基準

本文450頁（主要労組組織系統一覧表が附録¹⁵¹⁾ 6頁、条文索引7頁）のうち、序章—第三章までの総論部分（3—182頁）に対し、労働保護法に関する第四・第五両章（183—450頁）が同書過半の紙幅を占めている。ただし第四章は、今日「雇用保障法」「労働市場法」と呼ばれ、失業者の労働権を保障すべき失業保険法（1947）——雇用保険法制定（1974）前——を中心とした、当時の「失業三法」（他に、職業安定法・緊急失業対策法）と職業訓練法¹⁵²⁾を扱うものである¹⁵³⁾。本書の重点は、現に「就業状態にある労働者を中心として労働権を保障する」（184頁）第五章にあった。当時は、ようやく労働保護法中の賃金に関する特別法としての最低賃金法（1959）が制定された（323—342頁で紹介）ばかりの頃であった。それゆえに今日とは異なり、労働基準法の原型が維持されていた。その構成は、つぎのようなものである。なお同章は、本書本文450頁の半分強の頁数があてられている¹⁵⁴⁾。

- 151) このような系統一覧を巻末に付したアイデアは、翌々年の62（昭和37）年、沼田が留学直前に刊行した後掲『運動のなかの労働法』にも引き継がれた。
- 152) 沼田は同法を、戦時中の勤労働員・勤勞奉仕を支えた「皇国勤勞観」を転換し、職業紹介・職業安定について職業選択の自由原理の実現したものと理解している（本書197頁）。
- 153) これらは今日、雇用ないし労働市場法として捉えられ、社会保障法分野と重なるものとなっている。当時、沼田は本書151頁（注6）で、いまだ「社会保障法なる観念を現実的な法体系としてとりあげるにふさわしい段階にあるということは困難である」との吾妻光俊『社会保障法』（有斐閣・1957）74頁の評言を引用している。
- 154) 参考までに、同章の〔講述〕と〔研究〕の表題を引用する。
- 第一節〔講述〕一 ILO舞台における戦前の日本の素描
 - 二 労働条件の概念について
 - 三 労働基準法と契約の自由の制限について
 - 第二節〔講述〕一 雇傭契約の社会化について
 - 二 第一六条をめぐる二・三の解釈上の問題

- 第一節 労働保護法と労働者の権利——労働基準法の目的と構成
- 第二節 労働者の自由の保障
- 第三節 就労の権利——解雇の保護
- 第四節 賃金をめぐる権利
- 第五節 八時間労働制と休息権
- 第六節 安全かつ衛生的な労働条件で働く権利
- 第七節 女子・年少者および技能者の権利
- 第八節 災害補償を受ける権利
- 第九節 就業規則と労働協約

上に引用した目次構成からも、垣間見える沼田の労働保護法理解の特徴とは、いかなるものか。第二節以下、第八節までは、労基法の「規範的意味」にしたがって、その内容を概説している。これに対し第一節は、総論的な部分である。沼田は、労働保護法の成立をつぎのように捉えている。すなわち資本相互の競

-
- 第三節 [講述] 一 就労の権利といわゆる就労請求権について
 - 二 民法628条と労働基準法二〇条および第二一条
 - 三 企業採算の立場と生活の立場
 - 第四節 [講述] 一 労働基準法と期待可能性の理論——第二四条の違反に関連して
 - 第五節 [講述] 一 労働協約と残業協定との関係
 - 二 第三三条および第三六条の協定による労働時間外の業務命令の効力
 - 第八節 [講述] 一 労働協約における災害補償条項について
 - 二 業務上・業務外の認定について
 - 三 労働者の重大な過失について
 - 四 けい肺法について
 - 第九節 [研究] 一 使用者の労働基準法違反行為に対する労働者の同意について
 - 二 労働基準監督官の行使する行政上の即時強制権と憲法第三五条
 - 三 労働力の売買と雇傭契約
 - 四 災害補償と損害賠償

争による労働力の搾取＝消耗・摩滅に対する労働者の抵抗の激化と、それにもなう社会不安の醸成に対処するために、国家は労働力保全の方策をとるにいたる。それは当初の慈惠的・警察的なものから人権思想の発展としての権利体系（生存権思想）のなかに根拠を見出していく。「労働保護法の発展は労働者の権利の発展にはかならない」（211－212頁）。そして労働組合が拡張・発展することは、労働条件が集团的に決定される範囲の拡張を意味し、労働協約により労働条件が集团的に規律されるという慣行が、支配的な資本をカバーするようになると、商品市場における資本相互の競争に媒介されて公正競争の観念を生み、その基礎としての公正な労働基準の定立が経済的に要請され、「それが社会正義の要請として打ち出され、ここに生存権思想、つまり主観的法＝人権の経脈における発展と照応する客観的法の理念が樹立される」（213頁）。沼田は、工場法（1911〔明治44〕年制定・1916〔大正5〕年施行）に始まる、わが国の労働保護法制の展開を、以上のように理解した。これが唯物史観の立場からの説明である。そして現行・労働基準法を「警察的考案の理念を払拭し」（同前所）たものとしている。

今日では、労働契約関係における個別労働者の契約意思をいかに実現するかとの側面が重視される。これに対し1960年代初頭の沼田の理解は、どのようなものであったのか。沼田によれば、労基法は労働者の使用者への「人格的従属的地位」（215頁）に着目し、労使の「合意」によっても侵し得ない「労働者の最低・最少の間知らしく働く権利を法認した法」（同前所）である。法定最低労働条件基準（同法1条）を下回る条件で働くことは、沼田いわく「自己の労働力を仲間より安価に売り渡すことにな」るがゆえに「労働者仲間の経済的連帯性をやぶる」「道義的な義務」に反するものだ（同前所）。こうして労基法は就業規則が労働契約の内容になるかどうかではなく、「経営において客観化された最低基準が計画に秩序化（規範化）されて……維持されているかどうか」、関心をもつのである」（222頁）と理解している。

労働保護法に関する論述の最終節である第九節では、就業規則と労働協約の関係に言及している。最低労働基準としての労基法は常時10名以上の労働者を使用する事業主に対し、就業規則の作成を義務付けている（同法89条）。沼田

によれば、同法のなかで「潜在的に予想されていた労働の集団性は、就業規則において未熟ながら顕在化してきている」(427頁)という。沼田にとっては、同じく社会的自主法として位置づけるとしても、就業規則は「最低基準と団体協約との、中間的・過渡期的な秩序」と解している。本来であれば、労働条件・待遇内容は労働協約により規制されるべきであろう。ところが企業内協約である日本のそれには、『企業の枠』を超えた統制力はない(429頁)。また工職混合の一括加入の組合の場合、賃金支払い(同法24条)や時間外・休日労働に関する労使協定締結の主体ともなる。こうして就業規則が保護法的な観点からの法的効力のみならず、協約との相互関係のなかで、社会規範としての役割をも果たしていることを指摘して(438頁)、沼田は筆をおいている。

六 労働運動と歴史のなかで考える労働法——『学習労働問題』と『運動のなかの労働法』

沼田は先述したように、日本が独立を回復したサン・フランシスコ講和条約(1952)前後の50年代前半のころから、日本各地の労働組合の求めに応じて、講演会や座談会などに関与することが多かった。それは当時、労働(組合)運動のなかで提起された課題への運動面のみならず、法的にも対応が求められていたことを意味しよう¹⁵⁵⁾。このことについて、沼田はつぎのように述懐している¹⁵⁶⁾。

155) 沼田・前掲『民主主義法学』212頁は、具体的な問題への応答を媒介にして、その後の実用法学において、二つの潮流が相異なる「社会観あるいは労働運動観の河床に沿って形成されていった」とのべている。これは世に膾炙した「プロ・レーバー」「プロ・キャピタル」とよばれたものであろう。しかし、そのような相対立する動向は、敗戦直後のころから、すでに顕在化していた(拙稿・前掲「唯物史観労働法学の開局と展開」72〔291〕頁)。

156) 沼田・前掲『著作集』第10巻〔著者解題〕414頁。ただし沼田・前掲『民主主義法学』214頁は、当時、前掲『団結の研究』を発表した以外には「あまり息の長い仕事をしていません」とのべている。ただしその頃、沼田は佐伯静治(1911~2001・弁護士〔元日本労働弁護団会長〕)と藤田若雄(1912~1977・労働法)両名との共著である前掲『労働組合の法律相談』(1955)を刊行している。3名の執筆分担は、つ

「学習は労働者陣営の道義形成にとって不可欠であることはいうまでもない。そして学習活動にたいして協力するということは私には社会的実践であるとともに、労働法学の構築という理論的活動と不可欠のものであった」。

沼田は、自らの「社会的活動」として、大学での講義や会議をのぞけば、他の家族が床に就いた深夜に労働法を中心とした著書や論稿を書くことと並んで、労働者集団のなかで講演をしたり、座談会に出席することであった¹⁵⁷⁾と述べている。そのような講演録や発言も、沼田の労働法法理を知る手がかりを

ぎの通りである。その過程では、相互に原稿のやり取りをし、議論を重ね、「共通の考え方で一貫するようにした」という。

第一章 労働者の状態

第二章 労働保護法論

第三章 団結と団結権（以上、沼田執筆）

第四章 労働組合の結成

第五章 労働組合の運営（以上、藤田執筆）

第六章 団体交渉

第七章 争議

第八章 法廷闘争（以上、佐伯執筆）

同書は労働運動に適用される「法の網の目」を拡げるには、それに弾力的な協約の「縄梯子」をかけ、そこから外側にくぐり出る工夫を考えなければならないから、法律相談は自ずと闘争相談となるとの観点から論じられている。したがって「法律相談」という表題タイトルながら、個別の具体的な問題に応答するのではなく、労働者の組織化と団体行動に重点をおいて、いかに労働側の権利の実現と拡張を図るかを論じている。同書は読者から好意的に迎えられたのか、同じ筆者らは、分担執筆ではなく、鼎談形式による続編として、『官公労の闘争——労働組合の法律相談（続1）』（同前・1956）、『職場闘争——労働組合の法律相談（続2）』（同前・同年）および『ロックアウト——労働組合の法律相談（続3）』（同前・1957）の3冊が相次いで刊行された。

157) 沼田・前掲『行人有情』2頁。なお沼田が労働組合で最初に講演をしたのは、敗戦の翌年の夏、三菱重工業（旧）桂工場（京都）であり、論題は生産管理について——当時、同主題に関する著書を執筆中——であったと、後年の述べている（沼田『著作集』第3巻団結権論〔著者解題〕371頁）。

あたえてくれるであろう¹⁵⁸⁾。

1 『学習労働問題：権利闘争のための講座』（1959）——労働者への啓蒙活動

上記のような観点に立って、「労働組合……において組合員同志の間の、あるいは〔組合員の配偶者である〕主婦を含めた討論——『団結の行動原理に関する』——の場で、ささやかな役割を演ずることを期待して書かれた」（序文281頁）のが、「権利闘争のための講座」という副題が付された『学習労働問題』（日本評論社・1959）であった¹⁵⁹⁾。同書は、(旧)日本社会党系の新聞——機関紙ではない——である「社会タイムス」（社会タイムス社・毎週木曜日発行の週刊紙）に908号（1958・2・6）から963号（59・2・12）まで1年間全45回にわたって*「紙上労働大学／労働」——1回分、せいぜい800ないし1000字程度のもの——として連載されたもの¹⁶⁰⁾に、その他のいくつかの組合機関

158) 沼田・前掲『行人有情』I「働く人々とともに」3頁以下には、林野業（全林野）、旧国鉄（国労）、教員（岩手県教組）の各労組に関連するエッセイ・評論が掲載されている。そこでは、学術論稿の場合とは異なり、沼田の労働組合運動への熱い思いが直接的に語られている。

159) 本書（『学習労働問題』）は、沼田『著作集』第10巻279-405頁に全文再録されており、引用はこれによる。連載稿に加筆され、単行本になった本書を見比べれば、連載稿をその連載時の順番に構成するのではなく、後述するように、それらを一旦バラバラにしたうえで「系統的に整理し、かなり添削を加え」たものである（前掲『学習労働問題』「開講の言葉」285頁（注1））ことがわかる。

160) 私は同紙（現物）を日本労働研究・研修機構 J I L P T（東京都練馬区上石神井）の労働図書館に所蔵されているもので確認した。同紙は「新聞」といっても、通常号はブランケット版1枚（表と裏の2頁）、国政選挙などのときには4頁（2枚）という程度のささやかなものであった。沼田はその後も、『労働組合活動と法律』（労働経済社・1964）や『権利闘争講話』（労働新書・1968）、『労働者の権利とはなにか』（同前・1977）など、いずれも新書サイズの啓蒙書を刊行している。沼田がこれらとは異なり、本書を自らの『著作集』にあえて全文収録しているのは、この書籍が同人にとって、それだけ愛着深いものであったということを示しているであろう。

紙等に掲載された論稿をあわせ、加除訂正してなったものである。その内容は目次からも理解できるように、50年代の沼田の労働団体系、とくに団結ないし組合の意義に関する主張を平易に説明したものである。「序文」をのぞく、同書の目次構成は、つぎの通りである。

開講の言葉——労働問題について

第一講 労働組合というもの——忘れがちな団結のABC

第二講 団結権について——それは闘いとられたものであること

第三講 組合承認のための闘争——団結権は闘いによって守られるということ

第四講 職場における団結の活動——日常の権利闘争のために

第五講 ホワイト・カラーと職場——ホワイト・カラーも労働者であること

第六講 解雇の自由と労働の権利——労働権のための闘争について

第七講 ストライキと争議権——ストライキの社会的規範的意味

第八講 労働と労働委員会と裁判所——調整・裁定・裁判について

第九講 労働組合の連帯活動——自主的な団結は連帯活動によって実現する

第一〇講 ストライキの禁止と官公労の闘争——スト禁止の無理について

第一一講 弾圧反対闘争——弾圧下の権利闘争

第一二講 悪法と立法闘争——とくに警職法改悪反対闘争と選挙闘争

第一三講 労働者教育の課題——意識改造の問題¹⁶¹⁾

むすび——改革の論理を保持せよ

沼田は、同所のなかでつぎのようにのべている。当初は、組合意識ある労働者や労働問題に関心をもつ学生を念頭に書き始めた。ところが北海道苫小牧の王子製紙争議団を訪問した際、争議団の主婦ら——当時は、男性片働き、女性は専業主婦として社宅に暮らすというのが普通であったのか——との交流を

161) 同稿は、原題「団結のなかに生きる学習」学習の友61号(1958)として発表されたものである。

し、その「成長した闘志に感激して」以来、「組合員の主婦は組合というもの、労働者の権利というものをもっと深く理解すべきである」(285頁〔注1〕)との思いをいただき、その学習の場で用いられることを期待するようになった。同書に目を通すと、初めは連載掲載時の順番通りであったが、第一講の途中(4「組合民主制を支える学習活動」)からは、改めて再構成されている。また当初は、戦後日本の労働組合が職場ごとに結成された企業内組合であることから、組合員であることよりも、従業員であることを意識しがちであるがゆえに「組合員としてのモラルや行動規範」(287頁)に疎い者たちに、労働組合とは何かを懇切・丁寧に説明するという姿勢で語られていた。しかし連載が進むにつれて、1958(昭和33)、59(昭和34)両年の労働問題が具体的な素材として言及されるようになっていった。それらは、総評のILO条約87号批准闘争(301頁以下)、王子製紙苦小牧(308頁)、職場闘争(全通の職場点検闘争)(317頁)、日教組の勤評反対闘争(326頁)、人権争議といわれた近江絹糸の労使関係(349頁)、羽幌炭鉱事件に関する最高裁判決(昭33・5・28大法廷)(352頁)、炭労(357頁)、そして国鉄当局による団交拒否に対する国労と機関車労組(のちの動労)の対応の違い(372頁)などである¹⁶²⁾。

2 『運動のなかの労働法』(1962)——沼田・労働法学の中間総括

『学習労働問題』の延長線上に、位置づけられ、また沼田の主著の一つとして理解すべきものが、『運動のなかの労働法』であるといってもよからう¹⁶³⁾。

162) 同書が取り上げた、これらのテーマや話題については、大河内一男・松尾洋『日本労働組合物語』戦後Ⅱ(筑摩書房・1973)第五章「生活の権利を守って」281頁以下を併読することにより、当時の時代状況と主要な争議の概要を知り、より具体的に理解できよう。

163) 本書に関する書評(書名省略)は、多くある。それらは、青木宗也「見ごとな解答を示す／深い経験、鋭い観察力」日本読書新聞1163号(1962・7・9)4頁、片岡昇「書評」季刊労働法45号(1962)194-195頁、島田信義「書評」労働経済旬報519号(1962)17頁、松岡三郎「新刊書評／権利の思想と指導を説く」月刊労働問題54号(1962)93頁および横井芳弘「書評／沼田教授——その方法論について」労働法律旬報477号(1963)・のちに同『著作選集』第1巻(信山社・2021)71-76頁収

(1) 『運動のなかの労働法』刊行の意義

本書は当初、単行本化されたそれと同じタイトルで、労働法律旬報誌421号(1961)―453号(1962)に断続的に連載され、1962(昭和37)年5月に刊行された¹⁶⁴⁾。その後同書は、1967(昭和42)年、71(昭和46)年そして77年(昭和52)の3度にわたって増補・改訂版が刊行された。ここで取り上げるのはいうまでもなく、初版についてである¹⁶⁵⁾。沼田にとって、働く労働者や組合運営に携わる組合役員(ないし経験者)に語りかける同書は、先に執筆・刊行した『学習労働問題』の経験が活かされていたであろう。

沼田は晩年、同書に込めた意図として、つぎのように説明していた¹⁶⁶⁾。

同書の「含意は、相互に関連する諸側面、つまり運動する歴史的社会的なかでの労働法のイデオロギー性をふまえたものとみるもよく、運動するないしは変動する労働法と考えるもよい、また労働運動の中において労働法はどのようなファンクションを営むのか〔の記述〕も含まれる……、そ

録である(沼田・前掲『運動の中の労働法』「第三版〔刷〕への序文」[1963]によれば、これら以外にも矢加部勝美および本多淳亮によるものがあると記されている(探索したが、見出せなかった)。

164) 本書は同書刊行の翌年(63〔昭和38〕年)春から秋にかけて、第五編をのぞく全体を4分冊に分けたものも刊行されている。とくに第1分冊では、原本にはない「運動のなかの生存権——社会保障闘争について」という一章が付け加えられている。ただし、それが次注で言及する増補版に引き継がれることはなかった。

165) 同書は当初全5編からなるが、第6編「産業再編成下の運動と労働法の変動」第18―第20章(67年増補)、第7編「1970年代の権利闘争の課題」第21、第22両章(71年増補)および第8編「転換期における労働法」第23―第25章(77年増補)の各章が加えられ、最終的には全8編25章からなる浩瀚な書となった。したがって同書は沼田自身ものべている(同書第4版「三たび増補することについて」参照)ように、高度経済成長が本格化する時期に世に現われ、その終焉を迎えるころ(73〔昭和48〕年秋)間際まで、おおよそ15年という時間的推移のなかの社会状況の展開を反映させる形で、新たな諸編が追補されながら読者に迎えられていったということになろう。今日では、同書は旬報社「デジタルライブラリー」<https://www.junposha.com/news/n21199.html>の1冊として全文(PDFファイル)が公開されている。

166) 沼田・前掲『民主主義法学』214―215頁。

の諸側面の統一を抜きにして私は労働法学の学問的体系はありえないのではないかと考えてきているわけです」。

このような態度は沼田の常なるものであるが、「はじめに」をのぞく同書の構成は、つぎのようなものである。

第一編 労働法の基礎理論

第一章 労働法の存立条件——治安立法からの勤労大衆の解放

第二章 法に投影する労働者とその団結の映像

第三章 労働法の諸領域における運動の課題

第二編 団結のための闘い

第四章 不当労働行為との闘い——使用者の反組合戦術の諸相と違法性

第五章 団結への努力と団結の中の生ける法——団結の統制権と団結忠誠

第三編 争議における行動法則と法理

第六章 ピケティングと職場の攻防——争議行為の理論（その1）

第七章 ストライキにおける統制と連帯——争議行為の理論（その2）

第八章 ストライキの衝撃と波紋——争議調整とストライキの規制

第四編 団体交渉と労働協約

第九章 労使関係における国家と協議

第十章 日本における団交と協議

第十一章 労働協約と就業規則

第十二章 労働協約の内容

第十三章 労働協約の法的効力

第十四章 企業の枠をこえる協約基準

第五編 国家と国民と労働運動

第十五章 労働運動は労使関係をこえる

第十六章 労働運動は国家をこえる

第十七章 ILOの圧力

このような目次構成をみていると、本書は2年前に刊行された『労働法論』上において未完となっていた労働団体法にあてられるべき下巻に相当するもの

と解することもできよう。しかし本書はそれにとどまらず、沼田が1950年代半ば以降、労働運動への寄与すべき労働法学の実現を意図した『労働組合の法律相談』正・続編4冊、『学習労働問題』および前年に刊行された『労働法論』上の総論にあたる第一および第二兩章を踏まえて、集团的・実定労働法に関する法解釈＝実践の集大成であったともいえる。換言すれば、本書は沼田本人もいうように、同人にとっての戦後15年の理論活動の(中間)総括と捉えられるのではないか。その巻末には『労働法論』上の場合と同様に、「全国主要労働組合組織図」や「労働法と労働運動の年表」が付されている。それは労働法、特に集团的労働法、沼田のいうところの団結権法理が労働組合運動との連関のなかで形成されてきたとの理解から、当然のことであったのかもしれない。

(2) 鈴葉 良(すずは・りょう／レイバラー)との「対話」(1)——労働運動と歴史のなかで考える労働法々理

本書には、上記のように、主要な労働組合の組織図のほかに、同一頁を上・下段の二つに分け、労働運動に関わる立法・裁判(上段)と国内・外の経済・社会運動(下段)の年表が掲載されている。これに加え、本書では活字のポイントを落とした「講述」と「研究」ではなく、第一章ないし第八章、第四編(第九章～第十四章)および第五編(第十五章～第十七章)の末尾に「鈴葉 良——自らを「我輩」とよぶ、いささか時代がかった人物(男性)である——との対話ないし同人からの「手紙」というコーナーが設けられている。それが本書全体を通じて見られる大きな特徴である。

それゆえにこれらの箇所注目しながら、各章の目次と対照させて、同書を紹介しよう。それらは上述したように、『労働法論』上の「講述」「研究」の再現ないしはヴァリエーションともいうべきものであった。まず鈴葉 良が初めて登場した第一章では、沼田はたとえ時代が変わっても、敗戦直後の「解放期」の労働運動とそれを反映した新憲法や労働立法に「固執」する理由としてつぎのようにのべている。「すでに奪われたもの——政令201号(1949〔昭和24〕年)による公務員の争議権はく奪やその後の公務員法制定〔引用者〕——や、今や奪われつつあるもの——破防法(破壊活動防止法・1952〔昭和27〕年)や当時

制定が意図された「政治的暴力行為防止法案」のことが〔同前〕——がなんであるかを知るがゆえにこそ、それを奪わんとするもの——国家権力のことが〔同〕——の本質をつかむことができるのだよ。労働者は労働法の砦に拠ろうとすれば、まずそれを、自由の土台を堅固にしたうえにきずかなければならない(16頁)と説明している¹⁶⁷⁾。これに対し第二章の末尾では、鈴葉 良から労働法が労働者にとっては「闘いとった権利」でも、資本家階級からみれば「支配の道具」であり、見る方向により、その意義は正反対であるので、労働法に対し、いかなる態度をとるべきかと問われている。これに対し沼田は、そのような問題について一般論を語ることはできず、「大切なのは〔労働者が現実に労働法を〕活用できる条件をいかに作るかだ」と応じている(38-39頁)。魯鈍な私には、あたかも禅問答のようにも思える。つぎの第三章では、本書の執筆時の時代状況が反映されて、エネルギー政策の転換を背景とした三井三池闘争(1960年)の敗北に関連して、沼田は「ここで僕は、組合は職業訓練の問題をもっと考える必要があると思うのだ」(66頁)として、失業問題への対応の必要性に言及している¹⁶⁸⁾。また60年代初めの合理化反対闘争の課題として、

167) 労働法の歴史の展開のなかに位置付けて理解しようとする沼田の態度は、既述のように当初から晩年にいたるまで変わらない。たとえば本書刊行から2年後、ドイツ留学から帰国した翌年の春(1964〔昭和39〕年3月)に発表した『団結権の生命—権利と法との間』(労働旬報社)の第一部「戦後日本の労働運動と法理の磁場の変動」17-122頁(同書全体の半分弱の頁があてられている書下ろし部分)を参照。またその末尾には本書と同じく、やはり各種の統計資料が掲載されている。

168) 沼田は第三章本文45頁で、「組合は、失業問題に対して大きな視野からもっと深い関心をもつべきことを強調したい」とのべている。この点に関連して、野村正實「終身雇用」(岩波同時代ライブラリー・1994)95-106頁は、東芝争議(1949〔昭和24〕年)と日立争議(1950〔昭和30〕年)および三池争議(1959〔昭和34〕-60〔昭和35〕年)を例にして、いずれも争議の原因となった人員整理の基準も、人選も会社側が策定し、実施されていったことを指摘している。フランス映画「キリマンジャロの雪Les neiges de Kilimandjaro」(2011)は、結婚30年のお祝いに、すでに成人となっている子供たちからキリマンジャロ山のあるアフリカ・ケニアへの旅行券をプレゼントされた、長く造船所に働き、組合役員を務める、定年も近い初老の男とそ

組合の体質改善——企業別組合からの脱皮——とともに、「組合民主制の生き生きとした確立」を唱えている。このような評論的な言辞は、かつてのジャーナリストとしての資質の表出であろうか。なお沼田は日常の職場闘争や労使協議制だけでは合理化の弊害に対応することはできず、国際的な視野からの政治的対応も必要ではないかと指摘していた（以上、67頁）。すなわち会社側からの大規模な人員整理案や労働条件の大幅な引き下げを提示されたとき、これに絶対反対として闘争体制を構築して対抗したとしても、結局は多くの組合員の離脱・分裂、第二組合の結成、強行就労などを通じて組合が弱体化するといった経過をたどったことへの反省の意味が込められていたのであろうか。不当労働行為を扱う**第四章**では、それに関する救済制度の在り方としての可罰主義（旧法）と原状回復主義（現行法）や日米両国の制度のバック・グラウンドの相違などについて言及している（105-108頁）。続く**第五章**はその副題にしめされているような課題をあつかっているためか、それまでの各章とは異なり、本文で鈴葉 良とのやり取りが収録されている。そこでは、未組織職場での組合作り、組織強制の根拠と限界（除名処分を含む）、組合の政治活動そして労組法5条2項に関連させた組合規約、とくに労使協調的なそれなどについて論じられている¹⁶⁹⁾。第三編をなす三つの章は全体で「争議行為における行動法則と法理」を扱っている。**第六章**¹⁷⁰⁾は、対談ではなく、鈴葉 良からの「岩手便り」という書簡形式をとる。ここでは、やはり本書の執筆時期と重なる1961（昭和36）

の妻の生活を中心に描かれている。映画は冒頭、不況による人員削減のための集団解雇（経済的理由によるそれ）について、だれを対象とするか、組合主導のもと決定された、くじ引きという方法が実施されるシーンから始まる。すなわちこのような場面から、フランスでは解雇対象者の選定が使用者ではなく、組合によってなされることがわかる。野村・同前書133頁によれば、日本のように人員整理の人選を会社側にゆだねるのは、先進国のなかでは例外的であるという。

169) 第五章の記述内容については、沼田・前掲『労働争議法の特殊問題』に収録された論稿と重なるテーマが取り上げられている。

170) 第六章本文では、ストライキそのものの法的意義ではなく、「戦後労働法学の中心課題」（150頁）であったピケティングの正当性の範囲（限界）を中心に、その他の争議行為類型について説明している。

年10月、全国一斉学力テスト実施を阻止するために、組合員に対して職務執行拒否の指令を発し、また一部の者が立会人来校を阻止する行動に出たことに対して、その刑事責任(地公法37条1項違反)が問われた岩手県教組学力テスト事件をとりあげている。当時、多くの県教組が市町村教組の連合体であったのに対し、岩教組は「がんきょうそ県一本の単一組織」であったことから、校長も組合員であり、組合員の配転・解職に関わる人事を握っていたことや、組合員に対する共済活動が充実していたことなどの特徴に言及しながら、沼田はこのような団結力の強い組合への刑事弾圧を批判している(190-195頁)¹⁷¹⁾。第七章の「対話」の後半では、沼田は日鋼室蘭争議(1954年)と1958(昭和33)年の王子製紙(苦小牧)争議¹⁷²⁾を取り上げて、発生した争議に対する地域的な支援・連帯活動が不十分ではないのかと指摘し、これをイギリスやアメリカとくらべながら、その理由・背景事情に思いを巡らせている(222-232頁)¹⁷³⁾。そして第八章は、

171) 沼田・前掲『行人有情』88-95頁収録の「岩教組の教師を結ぶもの——その良心をささえる社会的基盤について」でも、同様のことを指摘している。同事件については、後年、地公法37条、61条——争議行為それ自体ではなく、あおり・そそのかしを処罰対象とする——を合憲とした最高裁の判断(大判昭51・5・21刑集30巻5号1178頁)が示された。同判決は周知のように、全通中郵便事件(最大判昭41・10・26民集)に始まる官公労働者の労働基本権制限を合憲とする見直しを締めくくるものであった。

172) 前者については角田豊「日鋼室蘭争議」塩田庄兵衛・藤田若雄〔編〕『戦後日本の労働争議』(御茶の水書房・1977〔改装版〕)207-264頁、後者については藤田若雄「王子製紙争議」同前書369-425頁の二つが基本文献であろう。なお沼田も、この二つの争議について言及していることは、前注171)でのべた。なお横井芳弘「日鋼室蘭争議とその『闘争資金』」労働法8号(1956)・のちに同『著作選集』第1巻(信山社・2021)399-423頁は、組合が長期間にわたる争議を継続させるために、その資金をどのように調達し、争議後、如何に返済していったかを検証するものである。

173) 第七章の本文では、労使紛争が経済的取引であるとともに、階級闘争という側面がある(199頁)との指摘に始まり、労働組合の組合員への統制(労働市場支配〔の試み〕=団結維持という観点から、山猫ストや組合規約違反のストライキや同情(連帯)スト、ボイコットなど、争議行為の法的把握のあり方について論じている。これらについては、すでに前掲『団結権擁護論』第10章(旧下巻3章)で論じられていた。

その副題からも推測できるように、そこでの話題は官公労者らのスト権奪還闘争であり、違法争議行為に関する幹部責任や期待可能性の理論の適用可能性であった(261-274頁)¹⁷⁴⁾。そして第三編までとは異なり、第四、第五両編については、章ではなく、編末にまとめて付されている。第四編(第九章-第十四章)での二人の対話は、もっぱら労働協約に関するものである¹⁷⁵⁾。当時、話題になった産経新聞社等における(絶対的)平和協定の法的効力の有無、協約を支えるのが団結であることや、労働側における協約締結の意思はどのように決まるのかなど、まさに団結権論との関係性を重視した議論がなされている(392-403頁)。

沼田は、上記のような課題を提示しながら、労働者に対する労働法教育・啓蒙活動を行なっている。

(3) 鈴葉 良(すずは・りょう/レイバラー)との「対話」(2)——労働法学方法論の再提示

既述のように『運動のなかの労働法』については、多くの書評がある。そのなかで、もっとも詳細かつ熱意をもって言及しているのは、横井芳弘(1924-2007)のそれであった。同人は「本書が、『労働法論序説』……以来明らかにされている〔沼田〕教授の方法論を、もっともヴィヴィ〔ッ〕ドにえがきだしている〔。〕……おそらくは本書ほど、教授自身が、そのいづく方法論を、具体的なしかも総合的な形で、意識的に世に問うたものはないのであるまいか。……『序説』と、この『運動のなかの労働法』を読み比べてみると、その基調においては一貫したものがありながらも、後者はなんと自信にみちみちていることか」¹⁷⁶⁾とのべている(傍点は原文)。このように本書に対し賛辞と共感

174) 第八章の本文は、その副題「争議調整とストライキの規制」について、言及している。

175) 第四編本文では、団体交渉から労働協約にいたる幅広い領域を扱っているが、運動論的な側面よりは、むしろ法的な把握の在り方について、企業内組合のもとの特性を考慮する意義が重視されている。

176) 横井・前掲「書評」71頁。

を寄せる横井の書評が文中で引用するのは、すべて沼田が行なっている「鈴葉 良との対話」「一からの手紙」の部分からである¹⁷⁷⁾。すなわち沼田がその法学方法論を披歴しているのは、つぎのようなものであった。ただしそれらは、相変わらず難解である。横井の引用箇所への言及を参考にしながら紹介してみよう。

まずストライキの法的意義を論じる第七章での「対話」の前段では、法解釈の意義について、鈴葉 良（レイバラー）の言葉として、次のような組合運動オールドの組織者としての問題関心を披歴している（224－225頁）。

「法解釈ははじめから闘争的实践の中で、労働者側がいかに行動すれば、国家や資本家がいかなる態度をとるであろうか、その際に労働法はどのように活用されるか、また労働法は行われていないとすればどこにその理由があり、労働組合はいかにその実態のもとで労働条件の向上をはかりうるか、という問題意識に結びついている」。

これに対し、沼田は労働法学徒として、つぎのように応答する（225頁）。いつものごとく、長くなるが、引用してみよう。

「労働法という法は、市民法秩序の中から、その法が行われない事実……を媒介して生まれた法なのだ。みてごらん。ストライキは雇用契約違反、不法行為などの法違反とされたし、しばしば営業妨害罪や共謀罪に擬せら

177) 「鈴葉 良 [すずは・りょう]」とは、いったいだれか。これについては、沼田が晩年、労働法に関わる最後の論文集となった『人権と団結』（労働旬報社・1974）の最終頁（262頁）のなかで明らかにされている。それによれば、「汝〔沼田〕自身の本性以外の何者でもないってことさ。君自身のドッペルゲンガー〔Doppelgänger／分身〕とでもいうものかね」と。すなわち「鈴葉 良」とは現実の人格ではなく、沼田自身が想い描く「レイバラー-labourer／労働者」ということである。換言すれば、同人自身による仮想対話だということである。このような手法は沼田オリジナルのものではない。私の場合は、たとえば中江兆民『三酔人経綸問答』（岩波文庫）を思い浮かべる。法律学の世界では戦前すでに、末弘巖太郎が『法学入門』（日本評論社・1934）をはじめとする同人の「社会評論」風の論説のなかで二人の対話として法的な論点の提示や議論の在り方として採用していた。また戦後も、労働法を含む法律学のなかでも、そのような方法・形式は時どき目にする。

れた。しかし、ストライキはおさえがたい事実であり、力であったし、〔労働者にとって〕おさえがたい正当性意識をもつ行動だった。法〔=国家〕がかかる行動を自由なものとしたということは、その力の構造を承認することによって、ストを法内在化したということだよ〕。

ここに労働法が予定調和的かつ自己完結的な近代市民社会法が現実社会の矛盾のなかから出現・発展し、それを超克してきたものであることがのべられている。ただしこれについては、当初刑事・民事責任の対象としながらも、その法秩序のなかに取り込む近代法の狡知を思うべきなのかもしれない。そのあと沼田はいう（225-226頁）。

「……労働法は市民法に対する特別法の位置にあるわけだから、市民法理に接着しつつ修正する関係になるというわけだが、労働法の存在理由は、〔つぎのように理解されるべきだ。〕社会的矛盾にそれがいかに対処しているか。論理的にとらえられる内容が、いかに資本家や政治権力……との関係の中でゆがめられ、ないしは無視されているか。それを克服するための諸条件はなにか、といった〔課題を〕歴史的社会的法則的運動の中で批判してゆくことによってはじめて明らかになる〔下線は引用者〕」。

沼田にとって労働法学が実定労働法の認識を志向する科学と理解し、その方法を唯物史観に求めていることがあらためて確認できる¹⁷⁸⁾。そのような接近方法が「正しい」「真理性のある」科学的な方法——現代のそれではなく、当時の理解を前提とする——であったということであろうか。ただし、そのような発想それ自体が今日、大いに疑問視されている。いわば隔世の感を抱かざるをえない¹⁷⁹⁾。沼田の発言は続く（同前所）。

「新しい法形態である労働法は、その存在理由にたちかえりながら、その規範的意味内容を明らかにしなければ、解釈の正当性を充分には明らかにしがたい。だから労働法を理論的に深く理解するには、イデオロギー的批判を媒介としつつ、法内在的立場の可能性を明らかにし、法理の解釈論を

178) 横井・前掲書評72頁。

179) 拙稿「巻頭言／労働法『解釈の真理性』または『正しい法解釈』とは何か——沼田稲次郎の場合」労働法律旬報2004号（2022）4-5頁参照。

根拠づけるということが要請されている」¹⁸⁰⁾。

すなわち労働法を解釈するにあたっては、それが「生成する法」であることを重視すれば、単に観照的なそれではなく、実践的な関心をもって立ち向かわねばならないということであろうか(同前所)¹⁸¹⁾。

「……労働法の場合は、社会的には存在拘束をうける階級的人間集団の対立関係を前提とし、そこに妥当するだけに、法がいかなる規範的意味をもって妥当せしむべきかということと不可分の問い方になる。つまり力関係の変動を通じ、国家権力への働きかけを通じていかに妥当せしむべきか、という問題だよ。そのためには、いかなる力が作用して、法の実効性や規範的意味を規定しているのかの〔下部構造との相互関係の〕分析批判は省略できないだろう〔。〕その辺が理論的には決定的に重要なところだよ」。

ここには、沼田の法解釈、なかならず労働法解釈の方法が集約的に表わされている。労働法を含む、法とは歴史的・社会的な矛盾の発展のなかで形成される観念形態であるイデオロギーである。それが表わす規範的な秩序を理解するには、歴史的・階級的関係としての社会の成り立ちとそれとの相関的な関係を明らかにしなければ、実定法秩序の規範的存在構造を理解することはできないというのであろうか。

そして「鈴木 良との対話——第五編および全編のために」のなかで、「プロ・レーバーは、目的というよりは、むしろ結果なのだね」として、つぎのように

180) 沼田は同旨のことを最終編(第五編)における「鈴木 良との対談」のなかで、つぎのように繰り返している(455頁)。

「法は上部構造ではあるが……下部構造と密着し、規定されながら規定する関係が深い。……そこで、このような法は、どのような経済的・政治的諸条件の下に制定せられ(法のイデオロギー的構造)、どのような意味で妥当して現に機能を営んでいるか(下部構造との相互作用)を分析することによって、法の歴史的な階級的基盤を明らかにする仕事、つまりイデオロギー批判が必要である」。

これに関連して、沼田は前掲『労働法論』上89-91頁で【研究】「法的物神性について」で、イデオロギー論理解にとつて、決定的に重要であるとして、K・マルクス『資本論』第一巻第一編第二章「交換過程」の一部を引用している。

181) 横井・前掲書評74-75頁。

続けている(456頁)。

「現代における正義感なり権利意識を客観的にながめることは可能かどうか問題だが、労働者は運動の中で主体的、実践的に感じ意識している正義に共感できる人の法理のたて方というものは……労働者の潜在的な、しかし反省的にアッピールすると思うのだよ。……労働者階級の利益が人民の利益と基本的なところでは一致するという歴史的・客観的な事態が、労働者の正義を人民の共感させる物質的基盤となっていると思われるので、運動する労働者階級の心底にひびきをもつ論理は、法の行われる社会において、権力も拒否しがたい社会的浸透力をもつのじゃないかね」。

さて、このような沼田の総括的な述懐をいかに解すべきか。それは真実＝正しいものなのか、はたまた沼田の願望の表白のいずれなのか。

七 結び——西ドイツに向けた旅立ち

1962(昭和37)年5月に『運動のなかの労働法』を慌ただしく刊行した翌月17日、沼田は在外研究に赴くために、家族を日本に残してドイツ船シュワーブシュタインSchwabestein号にて、単身横浜港より旅路についた¹⁸²⁾。それは戦前、欧州を目指して東南アジアからインド洋に向かい、スエズ運河をへてフランスのマルセイユにいたるといふ航路をたどるものであった¹⁸³⁾。沼田は前月下旬に

182) 沼田・前掲『行人有情』290頁。それは同年3月に「急に一年ばかりの外国留学の機会を与えられ」た(沼田・前掲『運動のなかの労働法』「はじめに」)ことによるものであった。蛇足を付せば、沼田文子〔編〕『人間まんだら：沼田稲次郎拾遺』(旬報社〔非公刊〕・1999)187頁以下に収録されている「ドイツ留学」日記191頁(6月28日)に同月「十八日、清水港、十九日朝 神戸港」と記されている。すなわち同前所によれば、沼田は6月17日横浜出航の前日、見送りに来た人びととの交歓に持参した日本円をほとんど消費したために清水港で一旦下船し、18日京都で前夜上洛した妻・文子から新たに日本円をわたされたほか、末川博、浅井清信および片岡昇らに旅立ちのあいさつをしたあと、神戸に向かい、妻と二人で「日本食で別れの宴」の機会をえて、再びドイツ貨客船に乗船して、今度こそ日本を離れたようである。

183) 各種の文献によれば、戦前はおよそ40日間の日数を要した。かつてはドイツに向

48歳の誕生日を迎えたばかりであった。沼田を客員研究者として受け入れたのは、日本でも戦前来著名な、ケルン大学のニッパーダイHans Carl Nipperdey (1895～1968)¹⁸⁴⁾であった。戦前に欧米での在外研究へと赴いた先学たちの年齢が20歳代末から30歳代前半であったこと¹⁸⁵⁾を考慮すれば、沼田の場合は20年近く遅い年齢になってからの留学の船出であった。

(完)

かう場合でも、フランスのマルセイユから上陸し、パリを經由して陸路をたどるのが通例であった。しかし沼田の場合は、さらに船旅を続けたためかハンブルグ到着まで45日間を要した(『鈴葉 良への手紙』『労働法の基礎理論：運動のなかの労働法』1〔労働旬報社・1963〕117頁)。当時は、すでに飛行機を利用した北回り(米国アラスカ州アンカレッジ経由)ルートがあったであろう。なぜ、あえて船舶を利用した旅程を選んだのか。全日海(全日本海員組合)とも交流のあった沼田は、前掲『運動のなかの労働法』の「フィナーレ」で「どこかの港で港湾労働者のストライキにぶつからないかな……。海上労働や港湾労働の調査も船にのる目的の一つだからね」(461頁)などのべていた。なお都立大学では、沼田のあとからの留学に際し、海路によることは認められなくなったという。沼田は、留学の学問への寄与が一日も早く赴任地に赴くことで増すわけではなからうと不満を表明していた(沼田・前掲『私の大学観』37頁)。

- 184) 同人の事績については、久保敬治『フーゴ・ジンツハイマーとドイツ労働法』(信山社・1998)229-236頁でのべられている。
- 185) たとえば、末弘巖太郎：アメリカ・フランス・ドイツ1918(大正7)年2月-1920(大正9)年9月(29-31歳)、孫田秀春：スイス・ドイツ1919(大正8)年9月-23(大正12)年5月(33-36歳)、菊池勇夫：フランス・ドイツ1926(大正15)年1月-1928(昭和3)年6月(28-30歳)、後藤清：フランス・ドイツ1928(昭和3)4月-30(昭和5)6月(28-30歳)、野村平爾：アメリカ・イギリス・フランス・ドイツ1930(昭和5)年5月-34(昭和9)年1月(28歳-31歳)、津曲藏之丞：フランス・ドイツ1933(昭和8)年12月-36年4月(33-35歳)、吾妻光俊：1936(昭和11)年12月-39(昭和14)年3月ドイツ(33-35歳)である。おおよそ30歳前後から同前半の約2年ないし3年近くというのが一般的であった。これら先学の在外研究の様子については、撰著・前掲『わが国労働法学の史的展開』中の該当箇所を参照。